

宗像市社会福祉協議会

第 5 次地域福祉活動計画

「福祉の里 ともにいきるまち宗像」をめざして

令和7年3月



はじめに



宗像市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画（以下、第4次計画）を平成27年に策定し、10年が経過しました。この間、第4次計画に基づき宗像市や各福祉団体、並びに市民の皆さまのご理解とご協力を得て地域福祉の推進に努めて参りました。

この10年間で地域福祉を取り巻く環境は大きく変わりました。少子高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者の増加、地域住民のつながりの希薄化など、社会構造の変化が急速に進みました。また、個人のライフスタイルや価値観の多様化など、自由な発想や考え方が広く許容される反面、偏見や差別を助長するような表現も見受けられるようになりました。

このような中で、8050 問題やダブルケア、生活困窮者、ヤングケアラーなど、社会的孤立により生きづらさを抱える人が増加しており、既存の制度では解決が難しいケースも多く、いわゆる『制度の狭間』への対応が必要となっています。

これらの状況を踏まえ、国においては、地域住民の参画と協働により、誰もが相互に支え合う『地域共生社会の実現』を掲げ、新しい支援体制を支える環境の整備や認知症施策、生活困窮者施策などに関連した法整備を進めてきました。

本会においても、住民主体の地域づくりを目的とした『生活支援体制整備事業』、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる街づくりを目指す『認知症地域支援関連事業』、高齢や子ども、障がい等を問わず、包括的に相談を受ける体制づくり、社会とのつながりを作るための支援を目的とした『重層的支援体制整備事業』など、今後の地域福祉に不可欠な事業を宗像市から受託してまいりました。このように、宗像市内における地域福祉の推進において、本会の担うべき役割は増え続けています。

前回の第4次計画は10年計画であったため、策定当時と時代背景や法制度が大きく変化する結果となりました。これらを踏まえ、今回の第5次計画は5年計画とし、時代のニーズに沿った事業展開や5年後の将来像を描きながら、本会の果たすべき役割を明示しています。

この計画を着実に実行するために、宗像市をはじめ様々な福祉団体等と連携しながら、本計画の推進に全力を尽くしてまいりますので、市民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、地域福祉活動計画策定委員会の皆さまをはじめ、ご協力いただきました皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和7年 3 月

社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会 会長 吉田 善仁

— 目 次 —

序 章	1
第1節 地域福祉活動計画とは	2
第2節 社会福祉法における地域福祉推進の位置づけ	2
第3節 地域福祉とは	
（1）地域福祉とは	3
第4節 社会福祉協議会とは	
（1）社会福祉協議会の位置づけ	3
（2）宗像市社会福祉協議会の位置づけ	4
第5節 地域福祉に関する動向	
第1項 地域福祉に関する国の動向	
（1）「社会福祉法」の改正	4
（2）認知症施策の推進	5
（3）「介護保険法」と「介護報酬」の改正	6
（4）障がい福祉分野に関する動向	7
（5）子ども施策全体の中で障害児施策を推進	7
第2項 地域福祉に関する全国社会福祉協議会の動向	
（1）「社協・生活支援活動強化方針（第2次アクションプラン）」	8
（2）「全社協福祉ビジョン 2020～ともに生きる豊かな地域社会の実現を 目指して」	9
（3）全社協：「市町村社協経営指針第2次改訂版」	9
（4）地域共生社会に向けた福祉教育の展開 ～サービスラーニングの手法で地域をつくる～	9
第3項 地域福祉に関する宗像市の動向	
（1）第4次宗像市保健福祉計画	10
（2）宗像市SDGs未来都市計画	10
第1章 基本構想	11
第1節 ともにいきるまち宗像をめざして	
第1項 宗像市社会福祉協議会の基本的な活動方針	12
第2項 基本方針について	
■基本方針1 住民主体・住民参画による社会福祉協議会活動の推進	13～14
1 第5次計画の進行管理	
2 法人連絡会活動の拡充	
3 本会活動への住民参画の推進	
4 本会広報広聴活動の充実	
■基本方針2 住民主体による地域づくりの推進	15～17
1 住民主体による地域福祉活動の推進	
2 地域の支え合いによる地域づくりの推進	
3 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進	
4 認知症にやさしい地域づくりの推進	
5 ボランティア・市民活動の推進	
■基本方針3 地域共生社会の実現に向けた福祉教育の推進	18
1 地域共生社会の実現に向けた福祉教育の推進	
■基本方針4 利用者本位の介護・福祉サービス供給体制の強化	19～21
1 利用者本位の福祉サービス推進のための多機関・多職種連携強化	
2 地域における権利擁護の推進と充実	
3 宗像市障害者生活支援センターの運営	
4 利用者本位の情報発信	
5 「のぞみ園」等の運営	
■基本方針5 法人経営体制の強化	22～24
1 適切な法人経営の実施	
2 法人経営に必要な人材の確保と養成	

3 必要に応じた法人組織の機構改革	
第2節 計画年度などについて	24
第2章 実施計画	25
■基本方針1 住民主体・住民参画による社会福祉協議会活動の推進	
1 第5次計画の進行管理	26
(1) 第5次計画の進行管理	
(2) 第5次計画の評価と見直し(令和9年度)	26~27
2 法人連絡会活動の拡充	
(1) 法人連絡会による各社会福祉法人等との連携強化と地域貢献事業の推進	
(2) 地域福祉等の推進のための行政や住民、関係団体等や専門職等との連携強化	
(3) 法人連絡会等による新たな課題解決のための社会サービスの検討	
3 本会活動への住民参画の推進	27~28
(1) 評議員や計画策定時の策定委員に住民(当事者等)を委員として選任・委嘱	
(2) 指定事業所が設置する「委員会」に住民(当事者等)を委員として選任・委嘱	
4 本会広報広聴活動の充実	28~29
(1) ホームページ、SNS、コミュニケーションアプリ等を活用したメディアミックスによる本会広報広聴活動の調査研究	
(2) 本会広報紙「社協だより」とデジタルコンテンツを連動させた本会広報活動の推進	
(3) 必要な情報を必要な人に届けるための情報アクセシビリティの調査研究	
■基本方針2 住民主体による地域づくりの推進	
1 住民主体による地域福祉活動の推進	30
(1) 小地域ネットワーク活動の推進	
2 地域の支え合いによる地域づくりの推進	31~33
(1) 住民の支え合いによる地域づくりの推進	
(2) いきいきふれあいサロン等居場所の充実	
3 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進	33~34
(1) 地域のニーズや人材、地域資源の状況等の把握	
(2) 重層的支援体制整備事業の推進	
(3) 地域関係者間のネットワークづくり	
4 認知症にやさしい地域づくりの推進	34~36
(1) 認知症サポーターの養成事業	
(2) 認知症地域支援・ケア向上事業	
(3) 認知症サポーター活動促進・地域づくり事業	
5 ボランティア・市民活動の推進	37~38
(1) ボランティア活動の推進	
(2) 「むなかたボランティアシステム(MVS)」の運用	
(3) 災害に強い地域づくり	
■基本方針3 地域共生社会の実現に向けた福祉教育の推進	
1 地域共生社会の実現に向けた福祉教育の推進	39~41
(1) 子どもたちに向けた福祉教育の推進	
(2) 地域に向けた福祉教育の推進	
(3) 企業や事業所等に向けた福祉教育の推進	
■基本方針4 利用者本位の介護・福祉サービス供給体制の強化	
1 利用者本位の介護・福祉サービス推進のための多機関・多職種連携強化	42
(1) 介護・福祉サービスの基本理念である「自立支援」の実現	
(2) 多機関協働・多職種連携の強化	
2 地域における権利擁護の推進と充実	42~43
(1) 地域福祉権利擁護事業の推進	

(2) 市民後見人と市民支援員活動の充実・強化	
(3) 宗像市高齢者等終身サポート事業の実施に関する調査研究	
(4) 成年後見制度の見直しを踏まえた社協の権利擁護支援のあり方の検討	
3 宗像市障害者生活支援センターの運営	44
(1) 基幹相談支援センターの効果的で適切な運営	
(2) 障害者虐待防止センターの効果的で適切な運営	
4 利用者本位の情報発信	44～45
(1) 障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスできるような環境整備への取り組み	
(2) 情報の伝達が困難な人への情報提供に関する支援の充実	
5 「のぞみ園」等の運営	45
(1) ガイドラインに基づいた「のぞみ園」等の運営	
■基本方針5 法人経営体制の強化	
1 適切な法人経営の実施	46～49
(1) 定期的な法人監査の実施と市の指導監査への対応	
(2) 各指定事業別の運営指導への対応	
(3) 法人ならびに各指定事業の経営に応じた専門職の活用	
(4) 既存のファンドレイジング事業の充実と新たな事業の開発	
(5) ファンドレイジングとしての積極的な赤い羽根共同募金運動への協力	
(6) 費用対効果による実施事業評価の実施	
(7) 介護保険事業等における各種加算の新規取得と継続的活用	
(8) 法人組織としてハラスメント対策に取り組むための基盤整備	
(9) 離島における介護・福祉サービス等の供給体制の強化	
(10) 各事業所における BCP 見直し・周知・訓練の実施の継続	
2 法人経営に必要な人材の確保と養成	49～51
(1) 有資格者の「確保（取得）」「養成」「維持」	
(2) 法令研修等による対象職員の担当業務やスキルの向上に関する研修の実施（参加）と充実	
(3) 法令等による部署や担当者等の会議の充実	
(4) 本会職員の担当業務や専門性、スキルの向上や経営ノウハウ等に関する研修（人事交流研修含む）等の実施	
(5) 事業所内研修及び外部研修の積極的参加	
(6) 安定的にサービス提供できるよう、携わる職員の離職防止と人材定着	
(7) 定期的な人事異動	
3 必要に応じた法人組織の機構改革	52
(1) 必要に応じた法人組織の機構改革	
第5次地域福祉活動計画 資料編	53～

序 章

第1節 地域福祉活動計画とは

- 地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者などが相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」です。また、地域福祉活動計画は、社会福祉協議会などが行う地域福祉活動を市民に公言しているため、社会福祉協議会の「マスタープラン」や「マニフェスト」とも形容されます。
- 地域福祉活動計画の内容は、様々な福祉の問題が現れる地域社会において、その問題の解決をめざして住民や民間団体等が行う様々な問題解決活動などを組織だって行うことを体系化した計画です。具体的には、「地域・住民の福祉問題などを明らかにし、これらを解決するために専門機関や専門職、多様な福祉サービスや福祉事業を行う団体（事業者）などが役割分担を行いながら、住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加などを促進するための諸活動」と「住民の福祉問題に対する理解促進の活動や参加を促進する様々な活動」、「住民の様々な要望や願いを実現するためのソーシャルアクション機能」まで含んだ計画です。

第2節 社会福祉法における地域福祉推進の位置づけ

- 社会福祉法（平成12年法律第111号）では、「個人の尊厳の保持」「福祉サービス利用者の自立支援」「個人の選択に基づく福祉」とともに、第4条に「地域福祉の推進」を社会福祉の基本理念として位置づけています。
- 同法第4条第2項では、地域福祉の目的を「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営む」こと、「社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加できるようにすること」としています。つまりノーマライゼーション※P63参照に基づく福祉の地域づくりをめざすことが、同法による地域福祉の目的と考えます。こうした地域福祉の実現があつてこそ、地域住民の誰もが一人の人間として尊厳を保持し、自立して地域社会で暮らしていくことが可能になると考えます。そのためには、福祉サービスの提供だけでなく、種々のサービスの組み合わせ、インフォーマルな活動、福祉意識の向上、環境や制度の設計・整備が必要であり、地域における「福祉の総合化」が大きな目標となります。
- 同法は、地域福祉の担い手として、地域住民や社会福祉に関する活動を行う団体や人々、社会福祉を目的とする事業を経営する法人などを位置づけ、これらが相互に協力して地域福祉を推進するものとし、地域福祉は「住民参加」によって創りあげるもの、展開されるものであるとしています。同法によって地域住民が地域福祉の担い手として位置づけられた点は、今後の社会福祉協議会活動を推進する上において大きな意義をもつと考えます。
- さらに、2017（平成29）年及び2020（令和2）年の社会福祉法改正により、同法第4条第3項で、個人とその世帯が抱えている様々な課題（福祉、介護、介護予防、

保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題）や地域社会からの孤立や社会参加といった課題が「地域生活課題」として概念化され、地域福祉の推進においては、地域住民等と専門機関が連携して「地域生活課題」を把握し解決を図ることが重要であるとされました。

- 市区町村が策定する「地域福祉計画」は、こうした地域福祉を具体化する計画として同法で初めて位置づけられました。「地域福祉計画」を策定する際の考え方は、「地域福祉計画および都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）～社会保障審議会福祉部会報告2002年1月～」において詳細に触れていますが、ここでは「住民参加」と「福祉の総合化」を地域福祉推進の主たる目的として位置づけるとともに、地域福祉活動計画との整合性を図ることが記されています。特に「住民参加」は、計画策定に不可欠な手続きであるとともに、地域福祉推進の必須要件です。すなわち、地域福祉推進の根本的な推進力となるのは、地域住民であり、その意識と態度の変容がその「地域の福祉力」を決定づけるものと考えられています。
- また、2017（平成29）年の社会福祉法改正により、市町村は「包括的な支援体制」（「地域生活課題」の解決に資する支援が包括的に提供される体制）を整備するよう努めることが義務づけられました。そのため、地域福祉計画は、包括的な支援体制の整備計画として改めて機能強化されることになりました。

第3節 地域福祉とは

（1）地域福祉とは

- 全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）は、地域福祉を下記のとおり説明しています。

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。「社会福祉法」は、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。地域福祉を推進することの重要性が法に明記されたことは、福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、そして社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、社会福祉の方向性をあらためて示したものだといえます。

※全社協ホームページより抜粋

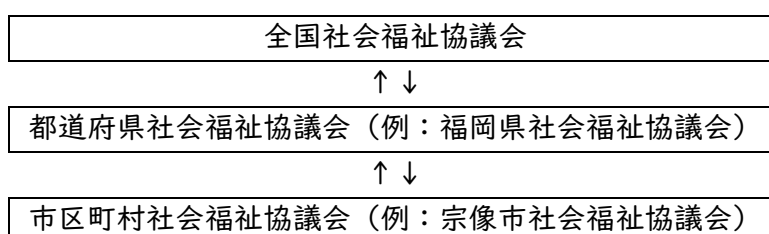
第4節 社会福祉協議会とは

（1）社会福祉協議会の位置づけ

- 社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を目的とする民間の中心的な団体」として規定されている「社会福祉法人」です。社会福祉協議会の組織構

成や事業なども社会福祉法に定められており、社会福祉協議会の事業は、極めて高い「公共性」が特徴です。社会福祉協議会の事業は、原則として地域福祉活動計画に基づいて実施されています。

- 社会福祉協議会は、全国すべての都道府県、市区町村に設置されている社会福祉協議会の連合会・中央組織である「全社協」。都道府県単位で組織され、市町村社会福祉協議会の指導や支援・監督、福祉専門職の養成、福祉サービスの振興・評価などを主な事業としている「都道府県社協」。市町村もしくは政令指定都市の区ごとに組織され、多様な福祉ニーズに応え、地域住民やボランティア、様々な団体・事業所と連携・協力しながら地域の特性を活かし創意工夫をこらした独自の地域福祉活動に取り組んでいる「市区町村社協」があります。また、「全社協」「都道府県社協」「市区町村社協」の関係は下記の図ようになります。



(2) 宗像市社会福祉協議会の位置づけ

- 本会は、前記の法的位置づけ、ならびにその特徴と事業実績により、宗像市の総合計画や各種福祉計画には、福祉行政の一翼を担い、民間の福祉活動を推進する中心的な団体として位置づけられてきた歴史があります。

第5節 地域福祉に関する動向

第1項 地域福祉に関する国の動向

(1) 「社会福祉法」の改正

①社会福祉法人制度改革

- 国は、制度では対応できない多様な生活課題に対応する地域を基盤とした取り組み（地域づくり）を進めていく中で、社会福祉法人に対しても法人制度改革の一環で2016（平成28）年に社会福祉法を改正し、「地域における公益的な取り組みを実施する責務」を位置付けました。
- 各社会福祉法人による個別の取り組みにとどまらず、高齢、障がい、子どもという分野の異なる社会福祉法人が連携し、さらに他の支援機関や地域住民との連携・ネットワークを組みながら、地域の福祉課題等に取り組むことが期待されています。

②地域共生社会の実現

- 「地域共生社会」という言葉は、「ニッポン一億総活躍プラン 2016（H28）年」か

ら使われはじめました。子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる社会を目指すものです。支え手側と受けて側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持って支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる仕組みを構築するため、地域福祉全体で取り組むこととされています。その考え方を実行するため、2017（平成 29）年に社会福祉法等関連法の改正が行われました。

○2017（平成 29）年法改正では公布 3 年後を目途として、市町村が包括的な支援体制づくりに向けた具体的な取り組みを求めているため、国で「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」が設置され、令和元年 12 月に検討会最終報告が取りまとめられました。そしてこの報告を踏まえ、2020（令和 2）年の社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応や縦割りの弊害を抑えることを目指した包括的な相談支援体制を事業化する「重層的支援体制整備事業」※P62 参照が創設されました。

○この事業は、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つを一体的に実施する事業であり、事業実施にあたっては地域住民や関係機関等と共に、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うことが必要とされています。なお、現在は市町村の任意事業とされており、事業実施については市町村の判断に委ねられています。

（2）認知症施策の推進

○2015（平成 27）年 1 月に策定された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」は、団塊世代が 75 歳以上となる 2025（令和 7 年）年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指して、関係省庁が共同して策定し、7 つの柱の取り組みプランを掲げています。同プランは、到達目標を引き上げるなどの検討を加え、2017（平成 29）年 7 月に一部改訂されました。

○新オレンジプランに沿った施策が進められる中、政府はさらに、有識者や認知症の人、家族をはじめとした様々な関係者からの意見をもとに、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会」を目指した具体的な施策『認知症施策推進大綱』を 2019（令和元）年 6 月に発表しました。施策は、認知症の人や家族の視点を重視しながら『共生』と『予防』を基本理念としています。

○『共生』を進めるためには地域支援体制の強化が必要であり、そのための具体的な方策の一つとして「チームオレンジ」※P63 参照を地域ごとに構築することが位置付けられました。「チームオレンジ」とは、「認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター※P63 参照を中心とした支援者をつなぐ仕組み」となるとされています。国の具体的な施策とし

ては、令和 2 年度より地域支援事業の認知症総合支援事業に「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業」として位置付けられています。

- 2023（令和 5）年には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、2024（令和 6）年 1 月 1 日に施行されました。認知症基本法は、認知症の人が尊厳を保持し希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を推進し、これにより認知症の人を含めた国民一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、お互いに尊重して支えつつ「共生社会」を実現することを目的としています。

（3）「介護保険法」と「介護報酬」の改正

- 2015（平成 27）年の介護保険法改正により、包括的支援事業の一つに、住民主体の地域づくりを目的とした生活支援体制整備事業が位置づけられました。生活支援体制整備事業では、「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を配置し、「協議体」等を通じて、地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図りながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進しています。
- 「介護保険法」と「介護報酬」については、2021（令和 3）年と 2024（令和 6）年に改正が行われました。2021（令和 3）年の第 6 次介護保険法改正では、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援」や「社会福祉連携推進法人制度の創設」などの五つの改正の柱が示されました。
- 2024（令和 6）年の第 7 次介護保険法改正では、「介護予防支援の実施を居宅介護支援事業所にも拡大」などの三つの改正の柱が示されました。しかし、第 7 次介護保険法改正では、①複合型（訪問介護と通所介護を統合した）新介護サービスの創設、②ケアプランの有料化、③要介護度 1 と 2 対象者の介護予防・日常生活支援総合事業への移行等が検討されましたが結論には至らず、2027（令和 9）年の第 8 次介護保険法改正に結論が持ち越されました。
- 2021（令和 3）年の第 6 次介護保険法改正を機に、法改正の内容を直接的に介護報酬に反映する方策が行われ、従前の介護報酬単価の見直しや加算の改廃だけではなく、直接的な義務行為が求められるようになりました。2021（令和 3）年の介護報酬改定では、新型コロナウイルス感染症の拡大や自然災害による社会福祉・介護保険施設の被害拡大等により、「感染症と自然災害等への対応力強化（事業継続計画の策定と感染症の予防及びまん延防止のための対策→2024（令和 6）年義務化）」「自立支援・重度化防止の取組の推進（虐待（身体拘束）防止対策の強化→2024（令和 6）年義務化）」「介護人材の確保・介護現場の革新（ハラスメント対策の強化→2024（令和 6）年義務化）」など三つの改革の柱が示されました。
- 2024（令和 6）年の介護報酬改定では、介護報酬単価の見直し（訪問介護報酬は減算）や加算の改廃とともに 2021（令和 3）年の介護報酬改定で 2024（令和 6）年から義務化される事項の減算基準が確定とともに、「地域包括ケアシステム※P63 参照の深化・推進（医療と介護の連携の推進、看取りへの対応強化、感染症や災害へ

の対応力向上、高齢者虐待防止の推進、認知症の対応力向上等全 8 項目)」、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり(介護職員の処遇改善等全 3 項目)」など四つの改正の柱が示されました。

(4) 障がい福祉分野に関する動向

- 国際社会においては、障がい者の権利保障に向けた取り組みが進められ、2006(平成 18)年には国連総会で「障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)」が採択されました。条約は、さまざまな政策分野において、障がいを理由とする差別の禁止と「合理的配慮」(障がい者が他の者と平等に全ての人権等を享有・行使するために必要な調整等)を求めています。わが国は 2007(平成 19)年に署名した後、条約締結に向けて国内法の整備を進め、2014(平成 26)年に批准しました。
- 全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が重要なことから、2022(令和 4)年 5 月、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律)が施行されました。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法等の趣旨等を踏まえ、2023(令和 5)年に告示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」により、市町村及び都道府県が策定する 2024(令和 6)年を始期とする第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画では、入所等から地域生活への移行、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、地域における相談支援体制の充実強化、「地域共生社会」の実現に向けた取組などの主な事項に係る成果目標が示されました。
- 2024(令和 6)年に施行された「改正障害者差別解消法」は、行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)を実現することを目指しています。

(5) 子ども施策全体の中で障害児施策を推進

- 2012(平成 24)年の児童福祉法の改正において、障がいのある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるよう施策体系が整えられ、「のぞみ園」が取り組んでいる児童発達支援は、主に就学前の障がいのある子どもを対象に提供するものとして位置付けられました。それ以降、児童発達支援事業所数、利用者数は飛躍的に増加し、「のぞみ園」の利用者数においても、宗像市が発達支援事業を本格的に開始した平成 21 年度の 3 倍近くにまで増えています。
- 国の 10 年間の振り返りにおいては、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解し合いながら共に生きていく「地域共生社会の実現」に向けて、障害のある子どもの地域社会への参加・包摂(インクルージョン)が重要となる中で、その取り組みが十分に推進されてきたとは言えない状況にあるとされ、令

和 4 年、児童発達支援センター及びその他の事業所の役割・機能等を明確にするために児童福祉法の改正が行われ、2024（令和 6）年 4 月に施行されました。

- 同時に、2022（令和 4）年には、子どもの権利条約に趣旨に基づいて「子ども基本法」も制定され、翌年の 2023（令和 5）年 4 月には、「子どもまんなか社会」の実現に向けて「子ども家庭庁」が発足し、障がい児支援も子ども施策全体の中で、より一層の推進が図られることとなりました。児童発達支援事業の理念・内容や方法など示した「児童発達支援ガイドライン」も「子ども基本法」の理念に沿って、2024（令和 6）年 7 月に全面改定されました。
- これらの過程を踏まえ、令和 6 年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、「のぞみ園」が行う児童発達支援事業等についても、単に報酬単価の見直しだけでなく、新たな義務的な取り組みの追加、児童発達支援センター等における中核機能、総合的な支援の推進等々、多くの見直しが行われました。

第 2 項 地域福祉に関する全国社会福祉協議会の動向

（１）「社協・生活支援活動強化方針（第 2 次アクションプラン）」

- 「社協・生活支援活動強化方針」は、1992（平成 4）年に全社協が策定した「新・社会福祉協議会基本要項」の基本理念「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現」の具体的な推進も含め、2010（平成 22）年に策定した「全社協福祉ビジョン 2011」の活動指針としてまとめられた。
- その後、社会福祉諸制度・施策の動向に速やかに対処するため、2017（平成 29）年に「社協・生活支援活動強化方針（第 2 次アクションプラン）」（以下「第 2 次強化指針」という。）がまとめられました。「第 2 次強化指針」は 2018（平成 30）年に一部改訂が行われ、既存事業の見直しや新たな取り組みの考え方、具体的な取り組みを例示され現在に至ります。
- 「第 2 次強化指針」では、国が福祉改革の基本コンセプトとして『地域共生社会の実現』を位置づけ、社会福祉法等の法改正を行い、今後市町村における包括的な支援体制の整備が進められていく中で、全社協は「これまで地域福祉の中核を担ってきた社協の役割と期待を再認識し、地域共生社会の実現に向けた施策等を行政や関係機関とのパートナーシップ及び、地域におけるプラットフォームとしての役割を強化・再構築する機会である」としました。
- 社協は、各自治体において展開される地域共生社会の実現に向けた施策・制度や計画に主体的かつ積極的に関わるとともに、社協の事業活動の蓄積とノウハウ、今後の事業・活動の展開に向けた考え方を整理し、自治体に対して具体的に提案することを勧めています。行動宣言として、①あらゆる生活課題への対応、②相談・支援体制の強化、③アウトリーチの徹底、④地域のつながりの再構築、⑤行政とのパートナーシップを掲げています。

(2)「全社協福祉ビジョン2020～ともに生きる豊かな地域社会の実現を目指して」

- 全社協は、団塊の世代が75歳を迎える2025年（いわゆる「2025問題」）の次に来る国の新たな福祉課題への対処を進めるため、2020（令和2）年に「団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年」を見据えた福祉関係者の取り組みの羅針盤として「全社協福祉ビジョン2020」を策定しました。
- 「全社協福祉ビジョン2020」では、21世紀における『地域共生社会』および「持続可能な開発目標（SDGs）※P60参照」の『誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会』の実現という2つの方向性をもって、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指しています。
- 「全社協福祉ビジョン2020」は現在進行形ですが、このビジョンの中間年になる2030（令和12）年に中間見直しが行われるため、本会が今回策定する本計画の次期本計画策定の時期と重なるため、このビジョンとより整合性のある計画策定が可能になります。

(3) 全社協：「市町村社協経営指針第2次改訂版」

- 「市町村社協経営指針」は、地域福祉の推進役を担う全国の市町村社協が、時代の変化に合わせ、将来を見据えた目標を定め、具体的な戦略をもって経営に取り組むための方向性を示した指針で、第1次指針は2003（平成15）年に策定されました。「市町村社協経営指針第2次改訂版」は、「全社協福祉ビジョン2020」や「社協・生活支援活動強化方針(第2次アクションプラン)」との整合性を図るため2020（令和2）年に策定されました。
- また第2次改訂版には、社会福祉法人制度改革、地域共生社会の実現に向けた制度改革、包括的な相談支援体制の事業化（重層的支援体制整備事業）を実現するための社会福祉法の改正、新型コロナウイルス感染症の影響による地域課題の変化等を踏まえた内容も含まれています。
- 第2次改訂版では、社協の組織経営や地域福祉推進での最も重要な視点は、社協は様々な関係者や組織・団体と協働する「連携・協働の場」（プラットフォーム）であるとし、組織経営のポイントとして、①あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制）、②市町村社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織機構の再編、③市町村圏域を超えた広域的な事業・活動の連携・協働の推進の3点を挙げています。

(4) 地域共生社会に向けた福祉教育の展開～サービスラーニングの手法で地域をつくる～

- 2005（平成17）年に本会が策定した「第2次地域福祉活動計画」の行動計画として、2006（平成18）年に「福祉教育推進計画」を策定しました。当時全国的にも稀なこの計画を本会が独自に策定した理由は、地域福祉を拡充するためには、①子どもらへの福祉教育という「狭義」の福祉教育から、幼児から高齢者までの生涯学

習^{※P62 参照}としての「広義」の福祉教育を推進、②古典的（貧困的な）福祉感を助長・再生産しないノーマライゼーションや I C F^{※P59 参照}、市民との協同実践を前提とした福祉教育実践プログラムの開発・実践、③福祉教育の実践活動の場としてのボランティア活動の充実・強化、④地域福祉の推進を目的とした市民への福祉情報の質と量の充実、ならびに福祉情報の広報広聴^{※P60 参照}環境の整備・充実、⑤福祉教育の計画的・効率的・効果的実践の充実・強化、が必須であると考えたからです。

- 2012（平成 24）年に「第 2 次福祉教育推進計画」、2017（平成 29）年に「第 3 次福祉教育推進計画」を策定し、福祉教育を地域福祉推進の柱の一つとして活動を展開してきました。しかし国が「地域共生社会の推進」を提唱し、「重層的支援体制整備事業」や「地域包括支援システム」等の推進を開始したことにより、住民が生活する地域の福祉を具体的に担う機会が増え、「支え合いのかたち」の再編の必要性にせまられたことにより、全社協が 2019（令和元）年に「地域共生社会に向けた福祉教育の展開～サービ斯拉ーニングの手法で地域をつくる～」を発行しました。
- 全社協は、この方針の中で「近年、家庭や地域における福祉課題の複雑化、深刻化が指摘されていますが、この背景のひとつに社会的排除の問題があると考えられています。誰もが自分らしく地域での生活を実現できる「地域共生社会」を実現していくためには、住民の生活の場である地域社会に「排除しない」「共に生きる」という意識が共有されることが大切」と謳い、SDGs も視野に入れ 2016（平成 28）年～2018（平成 30）年までの間の全社協内に設けられた「福祉教育研究委員会」活動の成果としてこの方針をまとめました。

第 3 項 地域福祉に関する宗像市の動向

（1）第 4 次宗像市保健福祉計画

- 宗像市は、「宗像市地域福祉計画」を含む「第 4 次宗像市保健福祉計画」（令和 2 年～令和 6 年）を策定しています。この計画は地域福祉の推進を含む宗像市の社会福祉や健康づくりを総合的かつ計画的に推進するための計画です。本会が作成する地域福祉活動計画も上記計画との整合性を図りながら策定します。

なお今後、「第 3 次宗像市総合計画」に包含されるため、この総合計画とも整合性を図りながら進めて行きます。

- 既存の「第 4 次宗像市保健福祉計画」には、第 2 部基本計画第 1 章地域福祉の推進や他の項目において、本会との連携や共同事業が多く記載されています。

（2）宗像市 S D G s 未来都市計画 2020（令和 2）年 8 月

- 宗像市は、国・県の政策・制度・法律等に基づくものに市独自の施策等の判断を加え、保健福祉分野における各種の事業計画を策定し、各年次の事業を実施しています。本活動計画策定後にも、上記の計画策定が進められていますが、事業レベルにおいては、市の計画内容の変化に基づき、市と社協の連携・協働及び役割分担によって、本会の事業運営にも大きな影響を及ぼす場合があります。

第 1 章

基本構想

第１節　ともにいきるまち宗像をめざして

第１項　宗像市社会福祉協議会の基本的な活動方針

序章では、地域福祉活動計画や地域福祉、社会福祉協議会の意味や位置づけ、第４次計画策定後の地域福祉に関する国や全社協、宗像市などの動向を見てきました。

第４次計画策定当時に比べて、地域福祉や介護・福祉サービス等（以下「地域福祉等」という。）の推進という基本理念は、「地域共生社会の実現」や「地域包括ケアシステムの推進」が提唱され、社会福祉法をはじめ関係法令において推進されてきました。

しかし、わたしたちの生活に目をむけた場合、少子高齢化や働き方改革等による医療・介護人材の減少、地方都市の人口減少による限界集落や核家族の増加、超高齢社会の進展、生活困窮者世帯や要援護世帯の増加、いろいろな世帯での孤立死の増加、高齢者や障がい者等への虐待や詐欺等の犯罪、未だに続く貧困の連鎖など、わたしたちが地域で安全に安心して暮らせる状況とは言い難く、国や地方自治体の政策だけでは頼れない時代であることは変わりありません。

また多様な社会的事情により地域の福祉力や住民エンパワーメント※P60 参照等が低下し、地域福祉推進の役割を十分に担えない地域も多くなっているため、持続可能な開発目標（SDGs）に基づく地域や住民の役割や参画、協働の方法など「支え合いのかたち」の再編を早急に実現しなくてはならない時代に来ています。

このような時代の現状認識により今後、社会福祉協議会が推進する地域福祉等は、国が求める「地域共生社会の実現」や「地域包括ケアシステムの推進」等だけではなく、「新・社会福祉協議会基本要項」に基づく住民主体・住民参画※P62 参照の原則と持続可能な開発目標（SDGs）を前提として、地域住民が担える新たな役割分担による地域福祉等の事業設計と事業展開が基本であると考えています。

このような基本的視点に立ち、第４次地域福祉活動計画実施計画進捗状況報告書等を踏まえたうえで、この計画の基本的な活動方針を次のように定めます。

■基本方針

- １ 住民主体・住民参画による社会福祉協議会活動の推進
- ２ 住民主体による地域づくりの推進
- ３ 地域共生社会の実現に向けた福祉教育の推進
- ４ 利用者本位の介護・福祉サービス供給体制の強化
- ５ 法人経営体制の強化

第2項 基本方針について

■基本方針Ⅰ 住民主体・住民参画による社会福祉協議会活動の推進

Ⅰ 第5次計画の進行管理

1992（平成4）年に全社協が策定した「新・社会福祉協議会基本要項」の基本理念である「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現」は、1996（平成8）年に本会が初めて策定した「第1次地域福祉活動計画」以降、本会の基本的な活動方針としており、今後も継承し、地域福祉等を推進します。

→関連ワード

★新・社会福祉協議会基本要項

★住民主体・住民参画

→関連部署

□全部署

→関連する取り組み

（1）第5次計画の進行管理

（2）第5次計画の評価と見直し（令和9年度）

2 法人連絡会活動の拡充

2016（平成28）年の社会福祉法改正により、地域における公益的な取り組みが社会福祉法人の責務として位置付けられました。これを契機に2018（平成30）年、宗像市内にある25の社会福祉法人が集まり、宗像市社会福祉法人連絡会※P64参照（以下「法人連絡会」という。）が組織されました。本会は、法人連絡会の運営を通して、市内の各社会福祉法人等との連携強化と地域貢献事業を推進するとともに、新たな地域課題については、法人連絡会や関係団体等や専門職等と連携・協力して、課題解決のための新たな「社会サービス」※P61参照の検討を行います。

→関連ワード

★宗像市社会福祉法人連絡会

★新たな「社会サービス」

→関連部署

□全部署

→関連する取り組み

（1）法人連絡会による各社会福祉法人等との連携強化と地域貢献事業の推進

（2）地域福祉等の推進のための行政や住民、関係団体等や専門職等との連携強化

（3）法人連絡会等による新たな課題解決のための社会サービスの検討

3 本会活動への住民参画の推進

本会の経営や活動方針を決定する評議員会や各種計画の策定に、市民感覚を踏まえる必要があるため、市民公募（当事者含む）による本会評議員や各種計画策定時の策定委員の選任と委嘱を行ってきました。今後も市民公募による本会評議員や各種計画策定時の策定委員の選任と委嘱を継続するとともに、令和6年度介護報酬等改正により指定事業所に課せられた義務事項により、一部の義務項目において指定事業所が設置する委員会に住民（当事者等）を委員に選任・委嘱します。

→関連ワード

★市民公募

★令和6年度介護報酬等改正

→関連部署

☐総務係 ☐障害者生活支援センター ☐居宅介護課 ☐のぞみ園

→関連する取り組み

- （1）評議員や計画策定時の策定委員に住民（当事者等）を委員として選任・委嘱
- （2）指定事業所が設置する「委員会」に住民（当事者等）を委員として選任・委嘱

4 本会広報広聴活動の充実

本会や本会活動への市民の理解を得るため、本会広報紙「社協だより」の改善、デジタルコンテンツによる情報媒体（ホームページ、SNS、コミュニケーションアプリ等）の活用により、メディアミックス※P64 参照による本会の「ミエルカ（見える化）」を図るとともに、「声の広報」※P61 参照のような必要な情報を必要な人に届けるための情報アクセシビリティ※P62 参照の調査研究を行います。

→関連ワード

★情報アクセシビリティ

★メディアミックス

★「声の広報」宗像市ホームページで公聴化

→関連部署

☐地域福祉係 ☐ボランティアセンター ☐他関連部署

→関連する取り組み

- （1）ホームページ、SNS、コミュニケーションアプリ等を活用したメディアミックスによる本会の広報広聴※P60 参照活動の調査研究
- （2）本会広報紙「社協だより」とデジタルコンテンツを連動させた広報活動の推進
- （3）必要な情報を必要な人に届けるための情報アクセシビリティの調査研究

■基本方針2 住民主体による地域づくりの推進

1 住民主体による地域福祉活動の推進

本会は、1987（昭和 62）年に策定した「基盤強化計画」に基づき、地域住民を主体とした福祉会※P64 参照が市内全地区に組織化され、地域福祉活動の推進に大きく貢献してきました。今後も、地域に根ざした自主的・先駆的・継続的な小地域ネットワーク活動※P62 参照を推進していくため、引き続き福祉会と連携し、住民主体による地域づくりを推進していきます。

→関連ワード

- ★福祉会との連携・協働
- ★小地域ネットワーク活動

→関連部署

- ☐地域福祉係

→関連する取り組み

- (1) 小地域ネットワーク活動の推進

2 地域の支え合いによる地域づくりの推進

2015（H27）年の介護保険法改正により、住民主体の地域づくりを目的とした生活支援体制整備事業が位置づけられました。この事業は「地域包括ケアシステム」※P63 参照の柱の一つであり、社協が従来から住民主体を基本としてきた地域福祉活動の推進及び地域における「つながり」をさらに広げ、地域住民をはじめ多様な事業主体と連携しながら支え合いの地域づくりを進めていくものです。第1層（市）と第2層（社協）※P62 参照の地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）※P63 参照が相互に連携をとりながら、地域資源の開発とネットワーク化等に取り組み、地域の活動を主体とした生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進し、地域住民と専門職、福祉団体、関連事業所等が一体となって、地域の支え合いによる地域づくりを推進していきます。

→関連ワード

- ★生活支援体制整備事業
- ★住民相互の支え合いの地域づくり
- ★地域資源の開発とネットワーク化
- ★地域住民と専門職、福祉団体、関連事業所等との連携

→関連部署

- ☐地域福祉係 ☐居宅介護課

→関連する取り組み

- (1) 住民の支え合いによる地域づくりの推進
- (2) いきいきふれあいサロン等通いの場の充実

3 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

令和2年6月の社会福祉法改正では「地域共生社会の実現」を提唱し、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と地域がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すとしています。また、令和3年4月には、地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズへの対応や、分野横断的に多様な支援ニーズに対応した支援体制を構築することを目指した重層的支援体制整備事業※P62 参照が施行されました。宗像市が新たに着手していく重層的支援体制整備事業については、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握するとともに、事業内容の分析・整理を行い、市の役割、本会が担えるべき役割を明確にし、社協の強みを活かした取り組みができるよう、宗像市や福祉団体・関係機関等と連携し課題解決に向け取り組んでいきます。

→関連ワード

★重層的支援体制整備事業

- ・地域のニーズや人材、地域資源の状況等の把握
- ・重層的支援体制整備事業の推進

→関連部署

☐総務福祉課

→関連する取り組み

- (1) 地域のニーズや人材、地域資源の状況等の把握
- (2) 重層的支援体制整備事業の推進
- (3) 地域関係者間のネットワークづくり

4 認知症にやさしい地域づくりの推進

認知症施策推進事業では、「認知症施策推進大綱」や「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、チームオレンジコーディネーター※P63 参照を中心に認知症地域支援推進員※P63 参照及び市、関係機関と連携を図り、オレンジ（認知症）カフェ※P60 参照の開催や、認知症サポーター※P63 参照の養成事業、認知症地域支援・ケア向上事業、チームオレンジの取り組み等を盛り込んだ認知症サポーター活動促進・地域づくり事業などを通じて、認知症の人やその家族が、認知症になっても尊厳を保持し希望をもって暮らすことができる認知症にやさしいまちづくりに向けた取り組みの充実を図っていきます。

→関連ワード

★認知症施策推進事業

★認知症にやさしいまちづくり

→関連部署

☐地域福祉係 ☐権利擁護係 ☐居宅介護課

→関連する取り組み

- (1) 認知症サポーターの養成事業
- (2) 認知症地域支援・ケア向上事業
- (3) 認知症サポーター活動促進・地域づくり事業

5 ボランティア・市民活動の推進

本会が推進するボランティアの取組みは、1982(昭和57)年に実施した手話や点字、音訳や施設訪問等の福祉ボランティア養成講座等から始まり、3年後の1985(昭和60)年に当時の福祉ボランティアグループにより「宗像市福祉ボランティア活動連絡協議会」が設立されました。本会は今後も福祉ボランティアに関する活動を拡充するため連携と協働を継続します。

2023(令和5)年から、ボランティアをしてほしい団体と、ボランティアをしたい人がオンラインでつながることができるボランティアマッチングサイト「むなかたボランティアシステム」※^{P65 参照}の運用を開始しました。今後も地域のニーズに応じた福祉ボランティアの養成と連携、協働による活動を展開していくとともに、障害者差別解消法による合理的配慮の観点から、視覚や聴覚等に障がいのある人への情報伝達の手段・方法である手話や点字、「声の広報」や要約筆記※^{P65 参照}等に関する福祉ボランティア活動の充実に努めます。

様々な社会問題の深刻化に伴い、地域のつながりや地域活動の大切さを見直す動きが高まってきています。また、多発する大規模な自然災害をはじめ、災害時の対応を見据え、住民、関係団体・機関や地域資源の把握と連携強化、地域住民のつながりづくりを平時より推進していく必要があります。今後、災害ボランティアセンターの設置をはじめとする各種のボランティア・地域貢献活動をより良いものにしていくために、多様な活動者・活動主体と協力し、活動のすそ野を広げ、幅広い世代の参加を図るとともに、自治会、コミュニティなどの地縁団体や社会福祉法人等の関係団体、福祉団体、企業、事業所、高校や大学等の学校関係、市民活動団体等と連携を図りながら活動を推進していきます。

→関連ワード

- ★ボランティア活動と地域貢献活動
- ★企業(事業所)への福祉啓発の推進
- ★災害ボランティアセンター

→関連部署

- ☐ ボランティアセンター ☐ 地域福祉係

→関連する取り組み

- (1) ボランティア活動の推進
- (2) 「むなかたボランティアシステム(MVS)」の運用
- (3) 災害に強い地域づくり

■基本方針3 地域共生社会の実現に向けた福祉教育の推進

Ⅰ 地域共生社会の実現に向けた福祉教育の推進

福祉教育は、身の回りの人々や地域との関わりを通して、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことを目的としています。本会の福祉教育は、2006（平成18）年の「第1次福祉教育推進計画」策定時から、「生涯学習としての福祉教育」として取り組んできました。今後は、地域に暮らす障がい者や高齢者を含めたさまざまな出会いと関わりを通して、自分と違う立場の人と認め合い、人の気持ちに共感できる力や自分の考えを表現する力、考えを共有し実行につなげていく力等の「ともに生きる力」を身につけるため、学校を含めた地域のさまざまな場面で福祉教育を推進・支援していきます。

また、今後はさらに、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会「地域共生社会」の実現に向けた福祉教育を推進していきます。

障害者基本法には「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」という方針が掲げられており、障がい者の病院や入所施設からの地域移行が進められています。また、障がい児支援の方針として、インクルージョン※P59 参照の取り組みがされていることから、地域における障がい理解の促進に取り組んでいきます。

→関連ワード

- ★「ともに生きる力」を身につける
- ★地域の多様な主体が参画
- ★人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる
- ★「地域共生社会」の実現に向けた福祉教育の推進
- ★インクルージョン

→関連部署

☐地域福祉係 ☐障害者生活支援センター ☐のぞみ園

→関連する取り組み

- (1) 子どもたちに向けた福祉教育の推進
- (2) 地域に向けた福祉教育の推進
- (3) 企業や事業所等に向けた福祉教育の推進

■基本方針 4 利用者本位の介護・福祉サービス供給体制の強化

1 利用者本位の福祉サービス推進のための多機関・多職種連携強化

障がいや重度の疾患を抱えても、住み慣れた自宅で利用者本人が「のぞむ暮らし」を実現できるよう、本会の事業所だけでなく、市内の関係する医療機関やサービス事業所・地域包括支援センター等の相談機関と連携・協力して支援できる関係づくりを継続します。

→関連ワード

★のぞむ暮らし

★多職種連携

→関連部署

☐ 権利擁護係 ☐ 障害者生活支援センター ☐ 居宅介護課

→関連する取り組み

(1) 介護・福祉サービスの基本理念である「自立支援」の実現

(2) 多機関協働・多職種連携の強化

2 地域における権利擁護の推進と充実

地域福祉権利擁護事業（法人後見事業とライフサポート・日常生活自立支援事業）については、今後さらに拡大する利用者数や多様化するニーズへの対応策として、宗像市や福岡県社会福祉協議会、福祉団体等と連携・協力して機能や体制の充実を図るとともに、市民後見人と市民支援員活動の充実・強化、高齢者等終身サポート事業※
P60 参照の実施に関する調査研究を行います。

成年後見制度利用促進法に係る「地域連携ネットワーク」は、自治体における権利擁護支援の重要な役割を果たす機能を担っています。宗像市では「地域連携ネットワーク」における「中核機関」は市が直営しており、本会から権利擁護係と障害者生活支援センターが委員として参加しています。本会としては、市における権利擁護支援の取り組みに積極的に関りながら、地域福祉の推進や地域共生社会の実現の方針を踏まえた、地域における権利擁護支援の取り組みについても調査研究を行っています。

→関連ワード

★地域福祉権利擁護事業

★市民後見人と市民支援員

★高齢者等終身サポート事業

★中核機関

→関連部署

☐ 権利擁護係

→関連する取り組み

- (1) 地域福祉権利擁護事業の推進
- (2) 市民後見人と市民支援員活動の充実・強化
- (3) 宗像市高齢者等終身サポート事業の実施に関する調査研究
- (4) 成年後見制度の見直しを踏まえた社協の権利擁護支援のあり方の検討

3 宗像市障害者生活支援センターの運営

宗像市障害者生活支援センターは、相談者や関係機関等にわかりやすく、相談しやすい窓口として、2010（平成 22）年に宗像市役所内へセンターを移転したことにより、市役所内の関係各課と緊密な連携が図りやすくなりました。今後も、利用者本位のワンストップ窓口※P65 参照を継続するとともに、複雑化・複合化する相談内容に関しては、多職種連携による包括的な相談支援に取り組んでいきます。

基幹相談支援センターは、2012（平成 24）年の障害者総合支援法施行から 10 年以上が経過し、担うべき役割の重要性は一層高まっています。2024（令和 6）年度の同法の一部改正により、地域の相談支援従事者への助言等の支援者支援、障がい者自立支援協議会の運営への関与を通じた地域づくりなど、中核的な役割が明記されました。専門的、総合的、中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして、主任相談支援専門員の資格取得を行うなど、職員の専門的知識やスキル、経験値を向上させる取り組みを行っていきます。

→関連ワード

- ★ワンストップ窓口
- ★主任相談支援専門員

→関連部署

- 障害者生活支援センター

→関連する取り組み

- (1) 基幹相談支援センターの効果的で適切な運営
- (2) 障害者虐待防止センターの効果的で適切な運営

4 利用者本位の情報発信

2022（令和 4）年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がいの種類や程度に応じた情報収集の手段を選択できるようにするなどの基本理念が掲げられています。本会が行う活動や発信する情報等においては、同法の趣旨や基本理念を踏まえた取り組みを推進します。

→関連ワード

- ★利用者本位の情報取得

→関連部署

- 全部署

→関連する取り組み

- (1) 障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスできるような環境整備への取り組み
- (2) 情報の伝達が困難な人への情報提供に関する支援の充実

5 「のぞみ園」等の運営

「のぞみ園」の運営については、2024（令和 6）年 7 月に全面改訂された「児童発達支援ガイドライン」に沿った支援を基本とし、利用児の特性に応じた発達支援（直接支援）はもとより、子どもの発達の基盤となる家庭への支援（家族支援）、関係機関や関係事業所等との連携を図りながら、利用者や家族に向けた包括的な支援（地域支援）などに取り組む「中核的児童発達支援センター」を目指します。

→関連ワード

- ★児童発達支援ガイドライン
- ★児童発達支援センターの中核的な役割

→関連部署

- のぞみ園

→関連する取り組み

- (1) ガイドラインに基づいた「のぞみ園」等の運営

■基本方針 5 法人経営体制の強化

Ⅰ 適切な法人経営の実施

本会は、これからも地域福祉活動や介護保険事業など「質」の充実と向上、ならびに「法令遵守」に努めるとともに、既成概念にとらわれないイノベーション※P59 参照の実現を目指し、安定的な運営と自主財源の確保（ファンドレイジング※P64 参照や赤い羽根共同募金運動）を行います。

利用者の自己決定と自己選択を尊重し、意思決定に基づいた利用者本位の質の高い介護・福祉サービスの供給体制を維持することで、利用者の地域における生活の質を高め、その生活の維持や自立を図ることができると考えます。

ただし、その一方で、ハラスメントによる不当な要求・行為に対しては、対策を徹底し、適切に対応します。

離島における介護・福祉サービスについては、今後も引き続き供給体制の強化を図っていきます。また、「自然災害」発生時において「業務継続計画（以下「BCP」※P64 参照という。）」を策定・設置している指定事業による介護・福祉サービス事業等については、本会が設置・運営する災害ボランティアセンター※P61 参照とは別に「BCP」に基づく活動を展開します。

→関連ワード

- ★法令遵守
- ★ファンドレイジング
- ★赤い羽根共同募金運動
- ★意思決定支援
- ★介護保険事業等の安定した事業継続
- ★ハラスメント対策の徹底
- ★離島の福祉・介護職員確保
- ★業務継続計画「BCP」

→関連部署

- 全部署

→関連する取り組み

- （１）定期的な法人監査の実施と市の指導監査への対応
- （２）各指定事業別の運営指導への対応
- （３）法人ならびに各指定事業の経営に応じた専門職の活用
- （４）既存のファンドレイジング事業の充実と新たな事業の開発
- （５）ファンドレイジングとしての積極的な赤い羽根共同募金運動への協力
- （６）費用対効果による実施事業評価の実施
- （７）介護保険事業等における各種加算の新規取得と継続的活用

- (8) 法人組織としてハラスメント対策に取り組むための基盤整備
- (9) 離島における介護・福祉サービス等の供給体制の強化
- (10) 各事業所における BCP 見直し・周知・訓練の実施の継続

2 法人経営に必要な人材の確保と養成

本会は、毎年変化する地域福祉等に追随し、専門性と独自性を維持するため、今後も担当業務や専門性向上職員のスキルアップを図るとともに、職員間や部署間での情報共有や連携強化の職員会議の充実を行います。また、法令遵守による本会業務を遂行するため、有資格者の「確保」と「養成」「維持」は欠かせないことから、「処遇」「環境」等についても適宜見直しを行います。

本会の活動財源の大半は市からの補助金・委託金が占めています。本会の活動を今後も安定的に継続するためには、宗像市と本会職員との顔の見える関係を日常業務を通して築くとともに、地域福祉等推進のために必要な活動等については、明確に宗像市へ提案できる職員の育成を図っていきます。

→関連ワード

- ★有資格者の「確保」「養成」「維持」
- ★職員の資質・スキル向上
- ★専門性と独自性の維持
- ★働き方改革
- ★公民共同体としての社会福祉協議会

→関連部署

- ☐ 全部署

→関連する取り組み

- (1) 有資格者の「確保（取得）」「養成」「維持」
- (2) 法令研修等による対象職員の担当業務やスキルの向上に関する研修の実施（参加）と充実
- (3) 法令等による部署や担当者等の会議の充実
- (4) 本会職員の担当業務や専門性、スキルの向上や経営ノウハウ等に関する研修（人事交流研修含む）等の実施
- (5) 事業所内研修及び外部研修の積極的参加
- (6) 安定的にサービス提供できるよう、携わる職員の離職防止と人材定着
- (7) 定期的な人事異動

3 必要に応じた法人組織の機構改革

本会が本計画において実現を図る事項を確実に推進するためには、令和6年度介護保険法や介護報酬等の改正や国による訪問介護と通所介護を統合した新指定事業の提案など、多様化複雑化する時代に臨機応変な対処を法人組織として行うため、

法人総務機能の充実を図るとともに、臨機応変な機構改革による組織の充実を図ります。

→関連ワード

- ★令和 6 年度介護保険法や介護報酬等の改正
- ★国による訪問介護と通所介護を統合した新指定事業の提案
- ★新たな指定事業や委託事業等の実施にともなう新規部署の設置

→関連部署

- ☐全部署

→関連する取り組み

- (1) 必要に応じた法人組織の機構改革

第 2 節 計画年度などについて

- この計画の計画年度は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 カ年計画です。
- この計画の中間年度である令和 9 年度には、この計画の進捗状況の分析・評価、必要に応じて見直しを行います。
- 財源計画については、この計画に一部記載しますが、基本的には各年次計画策定時に検討するものとします。

第 2 章

実施計画

■基本方針Ⅰ 住民主体・住民参画による社会福祉協議会活動の推進

Ⅰ 第5次計画の進行管理

取組み (1) 第5次計画の進行管理	
5年後の将来像	
■5年後は第6次計画の策定期間となるため、第5次計画の進行管理を適切に実施しています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
第5次計画の進行管理	■第5次計画実施計画に記載のある事業等については、各年度事業計画書・報告書において目標(計画書)と評価(報告書)を明記する。

取組み (2) 第5次計画の評価と見直し(令和9年度)	
5年後の将来像	
■5年後は第6次計画の策定期間となるため、中間年における事業評価等を反映した第6次計画策定に取り組んでいます。	
実施内容	具体的な取り組み内容
第5次計画の評価と見直し(令和9年度)	■第5次計画の中間年度にあたる令和9年度に第5次計画の見直しを行い、報告書を作成する。 ■上記報告書は、理事会に報告し、承認を得る。

2 法人連絡会活動の拡充

取組み (1) 法人連絡会による各社会福祉法人等との連携強化と地域貢献事業の推進	
5年後の将来像	
■法人連絡会の各社会福祉法人等との連携強化が充実し、自然災害、法令遵守、人材確保、新たな社会サービスへの対応等の地域貢献に関する課題に具体的対応ができる体制を構築しています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①法人連絡会事務局の適切な運営	■法人連絡会事務局として、法人連絡会の設立趣旨や活動状況の周知を図り、法人連絡会の適切な運営に努める。 ■法人連絡会が取り組む課題を吟味し、適宜協議を行い実行可能な取り組みについては各社会福祉法人等が連携して試行と検証を行う。
②社会福祉法人の地域貢献活動支援	■社会福祉法人間のつながりを強化し、地域貢献活動の取組みを連携して行う。 ■ふくおかライフレスキュー事業※P64参照に取り組む仕組みを検討する。

取組み	(2) 地域福祉等の推進のための行政や住民、関係団体等や専門職等との連携強化
5年後の将来像	
■法人連絡会活動や日常業務を通して行政や住民、福祉当事者団体や地域福祉団体、専門職などと連携・協働して地域福祉等の推進や課題の解決に取り組んでいます。	
実施内容	具体的な取り組み内容
宗像市等との委託業務の進行管理	■宗像市等との委託業務について、費用対効果に加え当該事業の効果や評価について担当職員等が、建設的かつ率直に意見交換する場（会議等）を設ける。

取組み	(3) 法人連絡会等による新たな課題解決のための社会サービスの検討
5年後の将来像	
■法人連絡会や「心配ごと相談」、各種「相談支援事業」等を活用し、8050問題※P63参照や生活困窮者支援、虐待防止や権利擁護、自然災害等や新たに発生した社会（地域）課題に関する課題解決に向けた新たな社会サービスを実施しています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①新たな課題解決のための社会サービスの検討	■法人連絡会事務局として、優先すべき地域課題を本会が整理し、法人連絡会の理解を得て、課題解決の施策について検討を行う。 ■なお、検討の結果、実行可能な取り組みについては各社会福祉法人等と協力して試行と検証を行う。
②新たな課題解決のための総合相談の充実	■総合相談事業としての「心配ごと相談」や個別課題に対応する各種「相談支援事業」等の充実を図る。 ■より良い相談体制を構築するため、相談対応する職員の研修体制の充実を図る。 ■各種相談事業で、窓口となった部署の枠を超える案件については、部門連携会議等で課題を共有し課題解決の検討を行う。

3 本会活動への住民参画の推進

取組み	(1) 評議員や計画策定時の策定委員に住民（当事者等）を委員として選任・委嘱
5年後の将来像	
■本会の評議員会や各種計画の策定に、市民公募による評議員の選任と委嘱を継続しています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
市民公募による評議員等の選任と委嘱	■評議員や各種計画策定委員等を市民公募により選任・委嘱する。

取組み	(2) 指定事業所が設置する「委員会」に住民(当事者等)を委員として選任・委嘱
5年後の将来像	
■本会が経営する指定事業所において、住民(当事者等)が「虐待防止」「身体拘束適正化」等に関する職員委員会委員に選任・委嘱され、標記委員会への参加実績を重ねています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
指定事業所の職員委員会への住民(当事者等)の選任・委嘱	■指定事業所において、住民(当事者等)を「虐待防止」「身体拘束適正化」等の職員委員会委員に選任・委嘱する。

4 本会広報広聴活動の充実

取組み	(1) ホームページ、SNS、コミュニケーションアプリ等を活用したメディアミックスによる本会広報広聴活動の調査研究
5年後の将来像	
■本会広報広聴活動に関する調査研究(検討会議)を行い、新たなメディアミックスによる広報広聴環境を実用化しています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①広報広聴活動に関する調査研究(検討会議)の実施	■広報広聴活動に関する調査研究(検討会議)の実施 ■上記調査研究の結果に基づく広報広聴活動の実施
②SNS等を活用したメディアミックスによる広報活動の充実	■上記調査研究の結果に基づくSNS等を活用したメディアミックスによる広報活動の実施

取組み	(2) 本会広報紙「社協だより」とデジタルコンテンツを連動させた本会広報活動の推進
5年後の将来像	
■紙媒体の「社協だより」とデジタル媒体の「ホームページ」等をQRコード等で積極的に関連付け、メディア連動による本会広報広聴活動を実践しています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
本会「社協だより」と「ホームページ」等の有効活用	■「社協だより」にQRコード等を掲載し、必要な情報が本会「ホームページ」等で簡単に入手できる体制を整備する。

取組み	(3) 必要な情報を必要な人に届けるための情報アクセシビリティの調査研究
5 年後の将来像	
■ 必要な情報を必要な人に届けるための情報アクセシビリティの調査研究（検討会議）を行い、情報アクセシビリティに基づいた本会広報広聴活動を実践しています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
① 情報アクセシビリティに関する調査研究（検討会議）の実施	■ 情報アクセシビリティに関する調査研究（検討会議）の実施 ※ 上記調査研究は、広報広聴活動に関する調査研究（検討会議）の中で行う。 ■ 上記調査研究の結果に基づく広報広聴活動の実施
② 情報の伝達が困難な人への情報提供に関する支援の充実	■ 手話講習会委託事業の充実 ■ 「声の広報」の充実 ■ 要約筆記ボランティアコーディネート事業の充実

■基本方針2 住民主体による地域づくりの推進

Ⅰ 住民主体による地域福祉活動の推進

取組み (Ⅰ)小地域ネットワーク活動の推進	
5年後の将来像	
■地域の福祉・介護・健康・防災等の問題を、みんなの問題として解決方法を考え、地域住民としてできる助け合いが日常的に行われています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①小地域ネットワーク活動の推進	■地域で支援を必要とするすべての人が、地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、福祉会や自治会、コミュニティ運営協議会、民生委員児童委員、シニアクラブ等、地域の各種団体と連携して、きめ細やかな見守り・声かけ活動を行い、孤立化の予防とニーズの早期発見、地域ニーズ・課題解決に向けた取り組みを連携・協働して行う。 ■日常적인見守りや声かけにより、災害が起こったときに、地域全体で声かけ支援あえるつながりづくりを地域と連携・協働して取り組む。
②福祉会活動の支援	■地域の実情に応じた福祉活動が実施できるよう、地区担当職員を配置し福祉会活動を支援する。 ■福祉会が開催する定例会議や情報交換会等話し合いの場に参加し、地域の現状等を把握するとともに、地域のニーズや地域課題の解決に向けて連携・協働して取り組む。
③地域の福祉人材の育成	■福祉会と連携して研修会や交流会を開催し、福祉委員など地域で活動する福祉人材の育成を図る。
④地域福祉活動の情報発信	■社協だよりやホームページ、Instagramなど、多様な媒体を活用し、地域福祉活動の情報を発信し、周知を図る。
⑤宗像市地区福祉会連絡協議会との連携	■地域の実情に応じた地域福祉活動が展開できるよう、地区福祉会連絡協議会と連携・協働した取り組みを推進する。

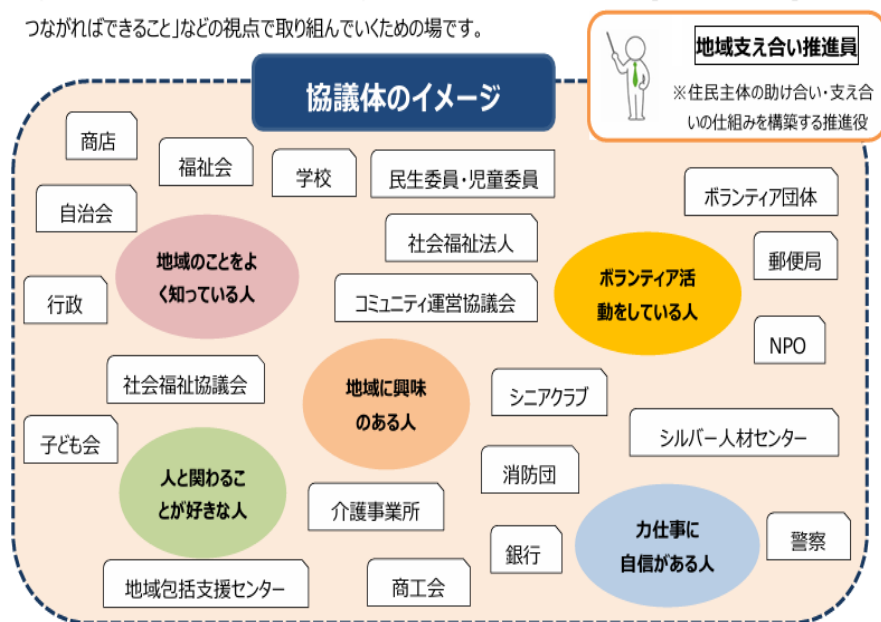


福祉会が取り組む見守り訪問活動(自由ヶ丘)

2 地域の支え合いによる地域づくりの推進

取組み	(1) 住民の支え合いによる地域づくりの推進
5 年後の将来像	
■地域の課題を共有し、課題解決に向けた話し合いの場が市内全域で行われ、住民をはじめ地域のさまざまな機関と連携した支え合いの地域づくりが広がっています。 ■生活支援体制整備事業を通して、地域支え合い推進員の活動を軸に地域の支え合い・助け合い活動が広がっています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①地域ニーズの把握・マッチング	■地域の活動や話し合いの場、地域ケア会議等に参加し、地域のニーズや生活課題を把握し整理する。 ■地域のニーズに合わせて、今ある地域資源(活動・人など)をつなぐ。
②地域資源の把握と情報の見える化	■地域の中にあるさまざまな資源を把握し、把握した地域資源の情報を必要な人に提供できるよう地域資源カード等を活用し、情報の見える化を行う。
③地域資源の創出	■地域の支え合いについての話し合いの場「協議体」を、コミュニティ運営協議会単位や自治会単位等、地域の実情に応じた形態で開催する。 ■地域の話し合いの場や活動及び、地域ケア会議等を通じて把握し整理した地域課題について、「協議体」を通じて、地域住民をはじめ、地域包括支援センター、地域の関係機関や団体、企業、事業所、学校等、地域に関係する人と連携し、課題解決に向けた取り組みや具体的な支援等を検討する。
④地域関係者とのネットワークの構築	■地域住民をはじめ、地域包括支援センター、地域の関係機関、団体、企業、事業所、学校等と連携し、地域のニーズや課題解決と一緒に取り組んでいけるようネットワークづくりをすすめる。

「協議体」とは、地域住民、商店、施設など地域の色々な方々が集まって、日常生活の中で気になっていることを持ち寄り、地域の“良いところ”や“困りごと”を掘り起こすことで、「自分たちができること」「地域でできること」「地域が繋がればできること」などの視点で取り組んでいくための場です。



「協議体」から誕生した地域の居場所

赤間西	お茶べい会 城ヶ谷	茶話会
内 容	おしゃべり中心の通いの場	
開催日時	第2金曜10:30～12:00	
場 所	城ヶ谷公民館	
対象者	どなたでも参加可 地域外の方でも参加OKです。	
参加費	100円 お茶は各自持参。	
備考欄	■はじめる前にホールでラジオ体操 ↓移動 ■畳の部屋(お隣の部屋)でおしゃべり。 おしゃべりをしたり、手芸をしたり…。 自由に時間を楽しんでいます。 ■終わった後は、みんなでおかたづけ!!	 

地域資源カード

取組み (2) いきいきふれあいサロン等居場所の充実	
5年後の将来像	
■世代を超えて誰もが自由に集える、地域に開かれた居場所が広がっています。 ■居場所の広がりが高齢者の閉じこもり予防や介護予防につながっています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
① 介護予防いきいき交流会事業 (いきいきふれあいサロンの充実)	■市(健康課・高齢者支援課)と協働し、高齢者の交流の場、閉じこもり予防のための居場所となる、介護予防いきいき交流会事業の推進・充実を図る。
②居場所の活動支援と把握整理	■多様な主体が地域で取り組む居場所の活動を支援します。 ■誰もが参加できる居場所の運営や新規立ち上げについて、地域が主体となって取り組めるよう支援する。 ■地域で開催されているサークル活動や居場所活動の把握・整理を行い、周知を図る。



いきいきふれあいサロン

3 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

取組み (1) 地域のニーズや人材、地域資源の状況等の把握	
5年後の将来像	
■地域や世代を超えて、人と人がつながれる場や交流できる居場所が増えています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①地域ニーズ等の把握	■地域の活動や話し合いの場に参加し、地域住民のニーズや生活課題を把握し整理する。 ■相談支援関係機関等との連携を通じて、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人や潜在的なニーズを抱える人に関する働きかけ等について、市関係部署と連携し対応を協議する。
②地域資源の把握と開発	■地域資源を幅広く把握し、地域や世代を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。

取組み (2) 重層的支援体制整備事業の推進	
5年後の将来像	
■地域共生社会の実現のために、宗像市が進める「重層的支援体制整備事業」の一端を連携・協働して担い、地域福祉を推進する組織として、特定の福祉問題だけでなく、まちづくりをも含めた幅広い福祉問題、公的サービスの狭間にある問題等にも柔軟に取り組むことができる本会の強みを活かした事業を展開しています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
重層的支援体制整備事業の推進	■重層的支援体制整備事業に向けての課題整理を行う。 ■市の関係部署や関係団体との情報共有体制を構築する。 ■重層的支援体制整備事業の分析・整理を行う。 ■本会の強みを活かした重層的支援体制整備事業を推進する。

取組み (3) 地域関係者間のネットワークづくり	
5年後の将来像	
■地域のさまざまな人や団体、関係機関と連携した当事者の支援の取組みがすすめられています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①当事者や福祉団体等の活動支援	■当事者やボランティアなど、様々な福祉団体の活動支援を通して、双方向の情報交流などを行いつつ、社協が行う地域福祉活動と一体的な取り組みを進める。
②ボランティア団体等の活動支援	■各ボランティアグループの活動支援を行います。 ■福祉ボランティア活動連絡協議会の役員会や運営委員会へ参加し、運営支援を行う。

4 認知症にやさしい地域づくりの推進

取組み (1) 認知症サポーターの養成事業	
5年後の将来像	
■幅広い分野・世代で認知症サポーター養成講座が開催され、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解が深まっています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①認知症サポーター養成の推進	■地域住民をはじめ、公的機関や企業や事業所、銀行やスーパー等、幅広い分野での認知症サポーター養成講座の開催を推進する。 ■若い世代への認知症理解をすすめるため、小学生から大学生を対象とした認知症サポーター養成講座の開催を推進する。
②認知症サポーターステップアップ講座の実施	■認知症サポーター養成講座を受講した人を対象に、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症の人を中心としたサポート体制をつくる。

取組み (2) 認知症地域支援・ケア向上事業	
5年後の将来像	
■認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の正しい理解の啓発活動をすすめ、認知症の人やその家族が地域で交流できる居場所が広がっています。 ■認知症の人とその家族が、地域において「生きがい」をもった生活を送ることができるよう、支援体制や社会参加活動等のための体制整備に必要なネットワークの構築が図られています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①認知症の正しい理解の啓発	■地域、学校、企業や事業所等、さまざまな分野で啓発活動の取組みができるよう働きかけていく。
②オレンジ(認知症)カフェの拡充	■広報や SNS、チラシ等を活用し、オレンジ(認知症)カフェについて広く発信し、周知する。 ■認知症の人やその家族の意見を反映したオレンジ(認知症)カフェを実施する。 ■オレンジ(認知症)カフェの継続的な運営や新規立ち上げ等、市高齢者支援課や地域包括支援センター、認知症地域支援推進員等と連携して取り組む。 ■従来のカフェ形態にとらわれず、地域、学校、企業や事業所等、さまざまな分野で開催できるよう働きかけていく。
③地域の関係者とのネットワークの構築	■地域住民や地域包括支援センター、地域の関係機関、団体、企業、事業所、学校等と連携し、支援体制や認知症本人の社会参加等につながるように、認知症地域支援推進員を中心に地域のネットワークづくりを推進する。



地域の公民館で開催されているオレンジ(認知症)カフェ

取組み	(3) 認知症サポーター活動促進・地域づくり事業
5年後の将来像	
■認知症の人が自らの体験や希望、必要としていることを語り合う場「本人ミーティング」が市内全域に広がっています。 ■認知症の人や家族のつながりができ、認知症の人の希望に沿ったチームオレンジ活動がすすめられています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①本人ミーティングの充実	■広報や SNS、チラシ等を活用し、本人ミーティングについて広く発信し、周知する。 ■認知症の人が中心となる本人ミーティングとなるように企画・立案・準備等に参画できるようサポートする。 ■本人ミーティングの継続的な運営や新規立ち上げ等について、チームオレンジコーディネーターを中心に、本人同士の活動の場をマッチングし、本人の生活をとりにく環境(地域、企業等)に働きかける。 ■本人ミーティングがさまざまな場所で開催できるよう、地域や学校、企業や事業所等へ働きかける。
②チームオレンジ活動の環境整備	■チームオレンジサポーターが安心して楽しく、やりがいを持ち、継続して活動できる環境を整備する。 ■認知症の人の「やりたいこと・やってみたいこと(趣味活動等)」とチームオレンジサポーターの「できること」をマッチングする個別活動支援に取り組む。
③チームオレンジサポーターの育成・支援	■チームオレンジサポーター活動の広がりや新たな視点での活動の実施につながるよう、認知症の人を交えた活動の検討を一緒に行う。 ■チームオレンジサポーターミーティングを定期的を開催し、認知症当事者の視点に立った活動が継続的にできるようチームオレンジサポーターの人材育成を図る。

5 ボランティア・市民活動の推進

取組み	(1) ボランティア活動の推進
5 年後の将来像	
■ 子どもから高齢者まで幅広い年齢層のボランティアが、さまざまな分野で活動しています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
① SNS を使ったの広報啓発	■ ボランティア活動の推進、ボランティアセンター事業への正しい理解を促進するため、公式 LINE、Instagram、Facebook 等の SNS ツールを使い情報発信し、メッセージやチャット機能を使いボランティアに関する相談に随時対応する。
② 各種ボランティア講座の充実	■ 各種ボランティア養成講座を開催し、ボランティアの人材育成を図る。 ■ 若年層や働く世代等を含めた幅広い世代で受講できるボランティア講座について、市や他機関と連携しボランティア活動を推進する。
③ 手話講習会事業	■ 聴覚に障がいがある人のコミュニケーション方法のひとつ「手話」を学び、聴覚障がいや難聴の人の理解促進を図る。
④ おもちゃ図書館事業	■ 障がいのある人や子どもが手作りの「布のおもちゃ」などの療育遊具等で遊ぶ場を提供し、おもちゃの貸し出しや制作を行う。 ■ おもちゃ図書館に来所することが困難な団体などに対し、出張・臨時おもちゃ図書館として出張訪問で対応する。
⑤ 声の広報事業	■ 視覚に障がいのある市民へ市や地域の情報を届けるため、毎月 1 回宗像市広報「むなかたタウンプレス」等を音訳、デジタル録音した CD を配布、宗像市公式チャンネルの YouTube で配信する。



ジュニアボランティアスクールで高齢者施設を訪問

取組み (2)「むなかたボランティアシステム(MVS)」の運用	
5年後の将来像	
■「むなかたボランティアシステム(MVS)」を幅広い世代が活用し、ボランティア活動を通じて人と人とが繋がり、さらにたすけあいの輪が広がっています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①むなかたボランティアシステム(MVS)運用の拡充	■ボランティアマッチングサイト「むなかたボランティアシステム」を運用し、ボランティアしてほしい団体とボランティアしたい人がオンラインでつながる仕組みの更なる拡充を図る。
②ボランティアネットワークシステム(Vnet むなかた)運用の充実	■むなかたボランティアシステムでは対応が難しい福祉分野のボランティア依頼に関して、ボランティアしたい人としてほしい人を個別に面談登録し、双方を結びつけるボランティアネットワークシステム(Vnet むなかた)を活用し、双方に寄り添ったコーディネートの実現を図る。
③登録団体を増やす取り組みとシステムの利用啓発	■いつでも利用が出来るオンラインシステムの利便性を周知する場をつくり、ボランティアをしてほしい団体の登録促進及びボランティアをしたい人が気軽に利用できるシステム作りに努める。

取組み (3)災害に強い地域づくり	
5年後の将来像	
■地域のつながり、顔の見える関係性が広がり、災害が発生した際も住民、関係団体や地元企業と一体となって復旧復興に向けて力強く前進する体制が出来ています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①災害に備えたつながりづくりの推進	■様々な災害時の対応を見据え、住民、関係団体・機関や地域資源の把握と連携強化、地域住民同士のつながりづくりを平時より推進する。 ■地域住民同士の交流やつながりを通じて、地域コミュニティの活性化を図り、地域防災力の充実を進めることにより、安心・安全な「災害にも強い地域づくり」の実現を図る。 ■福社会や民生委員児童委員、自治会との情報交換や日常的な関りを通して、避難行動要支援者の状況を把握し、発災時の対応などについて、地域をはじめ市の関係機関と連携した取り組みを推進する。
②災害ボランティアセンター設置・運営に係る備え	■宗像市との協定に基づき、災害ボランティアセンター設置要請に対応できる体制作りと、設置訓練等を定期的実施する。 ■近隣社協(福津市・古賀市)と引き続き連携を図るとともに、相互連携協定に基づく相互支援に必要な資機材等の確保、管理に努める。

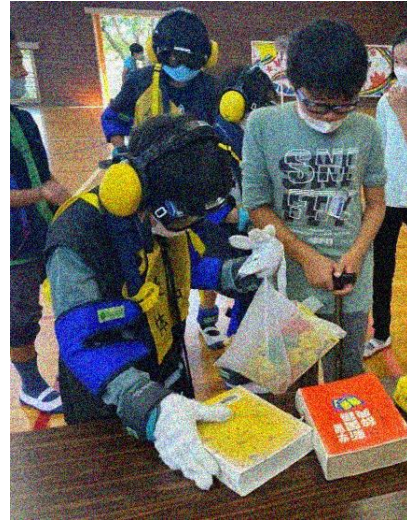
■基本方針3 地域共生社会の実現に向けた福祉教育の推進

Ⅰ 地域共生社会の実現に向けた福祉教育の推進

取組み	(1) 子どもたちに向けた福祉教育の推進
5 年後の将来像	
■子どもたちが、地域の高齢者や障がいのある方をはじめ地域で暮らす様々な人と触れ合うことで、多様な価値観、生き方があることを学び、命の大切さや思いやりの心、相手を理解しようとする豊かな心が育っています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①福祉教育の推進	■小学校・中学校・高校と連携し、児童・生徒に、障がいのある人や高齢者を含めた地域のさまざまな人々と関わり、疑似体験活動や交流活動等を通じて、地域共生社会に向けた学ぶ機会を提案・推進する。 ■子どもの発達段階に応じた段階的な福祉体験学習の取り組みや地域のさまざまな資源を活用したプログラムを開発し、提案する。 ■学校・家庭・地域が連携し、プログラムの企画相談、地域資源や人材をつなぐコーディネートを行い、地域全体で福祉教育に取り組む提案と実施を推進する。 ■福祉教育を通じて「ふくし」の心が育まれる環境をつくるとともに、ボランティア活動等、福祉の実践活動につながる福祉教育の取り組みを推進する。
②福祉教育推進校(園)連絡会の開催	■保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校で構成する福祉教育推進校(園)連絡会を年 2 回開催し、福祉教育の取り組みについての情報共有と充実を図る。
③福祉教育セミナーの開催	■学校の教職員や地域福祉の推進に関わる人に、福祉教育への理解と地域福祉への参画を推進するため福祉教育セミナーの充実を図る。
④福祉教育読本及び福祉教育教材「ともに生きる」の配布と活用の推進	■市内の小学 5 年生を対象に福祉教育読本を配付し、読后感想文や作品集「ともだち」を作成する。 ■福祉教育教材「ともに生きる」を活用した福祉教育の推進を図る。
⑤福祉絵画コンクール実施	■就学前の児童から高校生までを対象に、福祉への関心を高めるため「思いやり・優しさ」をテーマに絵画コンクールを実施する。



福祉教育での車イス体験



福祉教育での高齢者疑似体験



福祉教育読本『ともに生きる』



福祉教育教材『ともに生きる』

取組み (2) 地域に向けた福祉教育の推進	
5年後の将来像	
■地域にかかわるさまざまな人や関係機関が、地域に住む一人ひとりの立場に立って、お互いに尊重し支え合い、地域における課題を他人事ではなく自分事として捉える「ふくし(㊦だんの・㊦らしの・㊦あわせ)」の心が育っています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
地域に向けた福祉教育の推進	■地域住民に対し、本会の出前講座等を活用し、「ふくし」についての学びの場を提案し、実施を推進する。 ■学校、企業、地域、当事者等をつなげ、地域福祉活動に関わる機会を提案し実施を推進する。

取組み (3) 企業や事業所等に向けた福祉教育の推進	
5年後の将来像	
■企業や事業所と連携した福祉教育の取組みが行われています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
企業等に向けた福祉教育の推進	■企業や事業所等に対し、本会の出前講座等を活用し、「ふくし」についての学びの場を提案し、実施を推進する。 ■地域や学校への福祉教育の実践に向け、企業や事業所と連携・協働した取り組みを推進する。

■基本方針 4 利用者本位の介護・福祉サービス供給体制の強化

1 利用者本位の介護・福祉サービス推進のための多機関・多職種連携強化

取組み (1) 介護・福祉サービスの基本理念である「自立支援」の実現	
5年後の将来像	
■介護・福祉サービスの基本理念に基づき、障がいがあっても、要介護状態となっても自らの有する能力を最大限活かして、住み慣れた地域（自宅）で自分らしい「のぞむ暮らし」が続けられるよう、支援が行われています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
質の高い介護・福祉サービスの提供	■法人や事業所運営の基本理念を作成し、様々な機会を通じて職員への周知を図る。 ■サービス担当者会議や事例検討会等を通じて、提供する支援が利用者の自立に資するものになっているか検証を重ねる。

取組み (2) 多機関協働・多職種連携の強化	
5年後の将来像	
■利用者の複雑化・深刻化した課題を解決するため、従来の介護・医療・福祉分野を超えたより幅広い機関・職種と連携を図り、協働して支援が行われています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
多機関・多職種との協働・連携強化	■法人内での他部門との連携・協働の推進 ■利用者の抱える課題に係わる多職種で把握し、チームで支援する ■行政や多機関・職能団体・事業所主催の会議や研修等への積極的な参加 ■多機関・多職種の機能把握と顔のわかる、相談し易い関係の構築

2 地域における権利擁護の推進と充実

取組み (1) 地域福祉権利擁護事業の推進	
5年後の将来像	
■判断能力が不十分であっても、安全・安心な地域で自立した生活が送られるために、地域福祉権利擁護事業が行われています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
地域福祉権利擁護事業の推進	■日常生活自立支援事業（ライフサポート事業）での福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理、書類等預かり等の充実を図ります。 ■判断能力が著しく不十分になられた方を保護し支えるため法人後見事業の充実を図る。

取組み	(2) 市民後見人と市民支援員活動の充実・強化
5 年後の将来像	
■地域福祉権利擁護事業の運営を支える市民後見人や市民支援員を養成する市民後見養成講座等が行われています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
市民後見人や市民支援員の養成	■宗像市等と協働して市民後見人養成講座を開催する。 ■市民後見人養成講座受講者の中から、市民後見人や市民支援員を確保する。

取組み	(3) 宗像市高齢者等終身サポート事業の実施に関する調査研究
5 年後の将来像	
■単身高齢者世帯になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、宗像市の地域特性に応じた高齢者等終身サポート事業に関する調査研究が開始されています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
高齢者等終身サポート事業の実施に関する調査研究	■宗像市の地域特性や福祉課題、近隣の先進事例等の調査・研究 ■具体的な高齢者等終身サポート事業実施項目の検討

取組み	(4) 成年後見制度の見直しを踏まえた社協の権利擁護支援のあり方の検討
5 年後の将来像	
■支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動（権利擁護支援）が行われています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
社協の権利擁護支援の検討	■成年後見制度の見直しなどを踏まえた社協の権利擁護支援のあり方について検討を行います。

3 宗像市障害者生活支援センターの運営

取組み (1) 基幹相談支援センターの効果的で適切な運営	
5年後の将来像	
■法制度等の改正や市の障がい福祉施策を踏まえて基幹相談支援センターの適切な事業運営を行っています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①利用者本位の相談支援の充実	■相談支援にあたっては、本人の意思決定を尊重した利用者本位の視点で取り組む。
②自立支援協議会を活用した体制づくり	■市と協働運営をしている宗像市障害者自立支援協議会を活用し、地域の障がい者関連施設や医療機関、社会資源等との連携を図り、障がいのある人が安心して地域で生活ができるような体制づくりを進める。
③人材育成	■研修を通じた専門的な知識の習得や多職種連携を図るためのスキルアップ、主任相談支援専門員などの資格取得を行い、職員の人材育成を図る。

取組み (2) 障害者虐待防止センターの効果的で適切な運営	
5年後の将来像	
■障害者虐待防止法における障害者虐待防止センターとして、適切な事業運営を行っています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①虐待通報時等の適切な対応	■県等が実施する障がい者虐待防止に関する研修に参加し、現行の法制度等に則った適切な対応を行う。
②虐待防止に向けた啓発	■市内の障がい福祉事業所を対象に、虐待防止に関する研修会を実施する。

4 利用者本位の情報発信

取組み (1) 障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスできるような環境整備への取り組み	
5年後の将来像	
■本会が発信するホームページや SNS 等での情報について障がいのある人が円滑にアクセスできるような環境が整っています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
利用者本位の情報発信	■本会が発信する媒体等における情報発信の方法について、障がいのある人を含めた誰もが情報取得ができるように取り組む。

取組み	(2) 情報の伝達が困難な人への情報提供に関する支援の充実
5 年後の将来像	
■情報の伝達が困難な人への情報提供に関する支援を行っています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
IT 化や福祉機器等の活用	■IT 化や福祉機器等を活用し、伝わりやすい相談支援を行う。

5 「のぞみ園」等の運営

取組み	(1) ガイドラインに基づいた「のぞみ園」等の運営
5 年後の将来像	
■児童福祉法に規定される「児童発達支援センター」となった「のぞみ園」が、地域的な発達支援体制づくりにおける中核的な機能・役割を果たしています。	
■高度な専門知識と技術をもって児童発達支援サービスを提供し、あわせて相談支援事業所「のぞみ」と一体となって、利用児の家族や関連事業者その他の関係者に対して、相談や専門的な助言、その他の必要な支援を行っています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①特性に応じた利用者本位の支援	■5領域（健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性）の視点を踏まえたアセスメントに基づく総合的な支援に加え、個々の特性に応じた支援・サービスを提供する。
②子どもの成長発達の基盤となる家族支援	■親子関係や家庭生活の安定・充実が、子どもの「育ち」に大変重要であるため、愛着の形成、家族への適切な助言、特性に応じた家庭環境の整備などについて支援を行う。
③移行支援	■地域で暮らす他の子どもとの繋がりが重要であるため、保育所等訪問支援をはじめ、就学に向けた支援、地域社会へのインクルージョンの推進等に取り組む。
④関係事業所、関係機関等との連携	■子どもの育ちや家庭生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育等の関係機関や関係事業所等と連携した支援を行う。

■基本方針 5 法人経営体制の強化

Ⅰ 適切な法人経営の実施

取組み	(1) 定期的な法人監査の実施と市の指導監査への対応
5年後の将来像	
■本会監事による法人監査や宗像市等による指導監査において、法令遵守等による適切な対応が行われています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
法令遵守等による適切な法人経営	■法令遵守等による適切な法人経営 ■法人監査や指導監査への適切な対応

取組み	(2) 各指定事業別の運営指導への対応
5年後の将来像	
■指定権者等による運営指導等において、法人ならびに指定事業所が法令遵守等による適切な経営や対応が行われています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
法令遵守等による適切な指定事業所経営	■法令遵守等による適切な事業所経営 ■集団指導ならびに運営指導等への適切な対応 ■法律や報酬の改定に関する情報入手と対応の検討

取組み	(3) 法人ならびに各指定事業の経営に応じた専門職の活用
5年後の将来像	
■本会職員が所有する資格を有効活用するための仕組みづくりを推進しています。	
■職員が所有する資格等に応じて雇用形態を変更できる体制が整っています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
職員の資格情報の把握	■履歴書や資格者証等による所持資格や業務経験、採用後取得した資格や受講した研修、業務に従事した時間数などの情報把握の推進 ■指定事業等の「運営基準」等による業務に必要な資格所有者の確保 ■本会内部登用制度による必要に応じた雇用形態の変更

取組み	(4) 既存のファンドレイジング事業の充実と新たな事業の開発
5年後の将来像	
■既存のファンドレイジング事業の見直しを行い、新たなファンドレイジング事業、もしくは既存のファンドレイジング事業の充実に取り組んでいます。	
実施内容	具体的な取り組み内容
既存のファンドレイジング事業の充実と新たな事業の開発	■既存のファンドレイジング事業の見直し ■クラウドファンディングを含めた新たなファンドレイジング事業の開発の検討

取組み	(5) ファンドレイジングとしての積極的な赤い羽根共同募金運動への協力
5年後の将来像	
■地域住民、市内に勤務・通学する人、学校、事業所、企業など幅広い分野からの理解と協力を得て赤い羽根共同募金運動が行われています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
福岡県共同募金会宗像市支会による赤い羽根共同募金活動の充実	■戸別募金、街頭募金、学校募金、職域募金及び寄付つき商品（クオカード、バッジなど）を活用した募金、募金箱による募金、自動販売機による募金、歳末たすけあい募金の実施

取組み	(6) 費用対効果による実施事業評価の実施
5年後の将来像	
■本会が実施している既存事業の「事業評価」と「費用対効果」に関する調査を定期的に行っています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
本会事業の「事業評価」と「費用対効果」に関する調査の実施	■本計画策定時と見直し時に既存事業の「事業評価」と「費用対効果」を調査する。 ■上記調査結果に基づく既存事業のスクラップ&ビルドの検討を行う。

取組み (7) 介護保険事業等における各種加算の新規取得と継続的活用	
5年後の将来像	
■新たな職員配置や運営体制を整備することで、介護保険事業等における上位加算を新規取得し、併せて現在取得している加算を継続的に算定し、安定して事業を継続しています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①制度改正に伴う迅速かつ柔軟な対応	■制度改正の動向を早期に把握し、上位加算取得に向け柔軟に体制整備をする。
②上位加算の取得を目指した体制整備と既に算定している加算の継続算定	■定められた有資格者の配置、研修等必要な体制を維持する。 ■事業実績を低下させないよう、利用者確保する。 ■処遇改善加算を適切に配分し、介護職員等の処遇改善を図る。

取組み (8) 法人組織としてハラスメント対策に取り組むための基盤整備	
5年後の将来像	
■法律や社会規範等を遵守し、利用者、支援者相互にハラスメントのない質の高い福祉サービスの提供を行っています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①ハラスメントへの適切な対処	■ハラスメント発生時の本会規程に基づく苦情処理委員会の適切な運営 ■運営指導に基づくハラスメントに対する適切な対応
②コンプライアンスの徹底	■法律や社会規範等、規則やルールの遵守を徹底し、福祉サービス等の質の向上
③ハラスメント対策を推進するための基盤整備	■法人連絡会等と連携したハラスメント対策の推進 ■ハラスメント防止に関する職員研修の実施
④お客様対応マニュアルの整備	■カスタマーハラスメント研修を行うとともに「お客様対応マニュアル」の作成

取組み (9) 離島における介護・福祉サービス等の供給体制の強化	
5年後の将来像	
■大島地区、地島地区で、必要な介護サービスの提供及び福祉事業の取り組みが行われています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①大島地区通所サービス事業の実施	■大島地区の要介護等状態高齢者に、要介護状態等の進行の防止又は自立生活の継続を可能にするため、日常動作訓練、趣味活動、入浴サービス、食事サービス等の提供を行う。
②大島 DE いきいき元気教室及び地島ミニデイサービスの充実	■大島地区の高齢者の健康増進及び介護予防の取り組みとして、健康チェック・体力測定を含めた健康教室を定期的に行う。
③大島地区の介護サービスに関わる各種スタッフの確保	■本会が大島地区において提供する介護サービスに関わるケアマネジャー、介護福祉士等の安定的な確保に努める。



大島ふれ愛センター



大島地区通所サービス

取組み (10) 各事業所における BCP 見直し・周知・訓練の実施の継続	
5 年後の将来像	
■BCP について、毎年度計画の見直しと職員会議、研修、訓練が行われています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
国の定めによる適切な BCP の運営	■BCP の毎年度見直しと職員への周知、会議、研修、訓練の実施 ■利用者の安全確保のための他事業所との業務連携

2 法人経営に必要な人材の確保と養成

取組み (1) 有資格者の「確保(取得)」「養成」「維持」	
5 年後の将来像	
■指定事業所に必須とされる資格については、その資格所有者が「確保」「養成」「維持」できる仕組みが整っています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①働き方改革の推進	■資格所有者の雇用継続と新たな資格所有者の確保のため、働き方改革による労働条件の向上に努める。
②資格所有者の資格「維持」と新たな資格取得への協力	■業務に必須の資格を継続するための研修受講については、当該職員が研修を受講できるよう努める。 ■本会の希望に応じて新たに別の資格を取得する場合においては、当該職員が資格取得できるよう努める。
③有資格者の確保	■指定事業等における「運営基準」等による業務に必要な資格要件を事業所と法人で管理し、欠員が出ない体制を整える。 ■雇用期間に定めのある職員については、年度単位の雇用継続意向確認調査を実施し、年度当初に欠員が出ない体制を整える。

取組み	(2) 法令研修等による対象職員の担当業務やスキルの向上に関する研修の実施(参加)と充実
5年後の将来像	
■指定事業所に義務化された研修や職員のスキル向上を図る取り組みが行われています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
職員研修の充実	■国の定めによる職員研修の実施 ■国の定めによる職員研修への関係職員の参加義務化 ■eラーニングやオンライン研修等を活用した職員研修の実施 ■指定事業所共通テーマの研修を本会が全職員研修として実施

取組み	(3) 法令等による部署や担当者等の会議の充実
5年後の将来像	
■指定事業所に義務化された会議や会議の質向上を図る取り組みが行われています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
職員会議の充実	■国の定めによる職員会議の実施 ■職員会議録の作成と保管 ■職員会議の質の向上を図る取り組みの実施

取組み	(4) 本会職員の担当業務や専門性、スキルの向上や経営ノウハウ等に関する研修(人事交流研修含む)等の実施
5年後の将来像	
■本会業務の専門性を維持しスキル向上を図るため、必要な研修の機会を確保しています。 ■宗像市と協働する研修(人事交流研修)の検討を行うなど、市とのさらなる連携が図られています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
職員の専門性の確保とスキルの向上	■専門性を維持しスキルの向上を図るために必要な外部研修機会の確保 ■オンライン等を活用した外部研修の実施 ■市との人事交流研修の実施の検討

取組み	(5) 事業所内研修及び外部研修の積極的参加
5年後の将来像	
■ 計画的な職員の資質向上を図るため、OJT※P60参照(On-the-Job Training)とOff-JT※P60参照(Off-the-Job Training)を連動させた職員研修計画の充実と対象職員への積極的参加が図られています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
職員へのOJTとOff-JTを連動させた職員研修の充実	■ OJTとOff-JTを連動させた研修計画の作成 ■ Off-JT参加職員の研修内容の周知と共有 ■ eラーニング※P60参照やオンライン研修等を活用し、職員の負担軽減

取組み	(6) 安定的にサービス提供できるよう、携わる職員の離職防止と人材定着
5年後の将来像	
■ 職員の離職防止対策として、コンプライアンスや世代間ギャップ、働き方改革等について前向きな検討と対応が継続して行われています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
職員の離職防止対策の検討と推進	■ コンプライアンスや世代間ギャップ、働き方改革等正しく理解する。 ■ 職員離職防止と人材定着対策への検討と推進

取組み	(7) 定期的な人事異動
5年後の将来像	
■ 定期的な人事異動が実施され、適材適所の職員配置と職員スキルの向上が図られています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
定期的な人事異動の実施	■ 定期的な人事異動の実施

3 必要に応じた法人組織の機構改革

取組み	(1) 必要に応じた法人組織の機構改革
5 年後の将来像	
■国における法制度改正をはじめ多様化複雑化する新たな時代に、法人・事業所事務が適切かつ効果的に対応できるよう、本会組織や事業活動を全体的に充実強化する体制整備が図られています。	
実施内容	具体的な取り組み内容
①新規事業実施時の法人組織の拡充	■新規事業実施時の新たな担当部署の設置 ■新たな担当部署の設置時の職員配置の適正化
②既存事業廃止（縮小）時の法人組織の整理	■既存事業廃止（縮小）時の当該部署の整理 ■当該部署在職員の積極的な異動と本会他業務への斡旋
③総務系の機能強化	■総務系の拡充 ■指定事業所との業務連携強化

宗像市社会福祉協議会

第5次地域福祉活動計画

～ 資料偏 ～

【資料Ⅰ】

6 宗社協発第 460 号

令和 6 年 9 月 27 日

宗像市社会福祉協議会

第5次地域福祉活動計画策定委員会

委員長 村山 浩一郎 様

宗像市社会福祉協議会

会 長 吉田 善仁

宗像市社会福祉協議会第5次地域福祉活動計画の策定について

(諮 問)

宗像市社会福祉協議会第5次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱(令和 6 年 8 月 1 日制定、
内規第 1 号)第7条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

Ⅰ 宗像市社会福祉協議会第5次地域福祉活動計画(案)の策定について

第5次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

令和6年8月1日
内規 第1号

（設置）

第1条 宗像市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第31条、同施行細則第5条第2項の規定により、第5次地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 委員会は、長期的な視野に立ち、本市における地域福祉推進並びに民間福祉活動促進、本会の基盤強化及び活動の在り方について、「社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画」（平成27年制定。以下、「現活動計画」という。）を見直し、第5次地域福祉活動計画（以下「新活動計画」という。）を策定する。

（構成）

第3条 委員会は、9人以内の別表1に掲げる者をもって構成し、本会会長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、令和6年9月1日から新活動計画策定終了の日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

（任務）

第7条 委員会の任務は、会長の諮問を受け、現活動計画の見直しを含めた新活動計画案の作成を行う。

（報酬等）

第8条 委員の報酬及び旅費の支給は、予算の範囲内とする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、本会総務福祉課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

宗像市社会福祉協議会

第5次地域福祉活動計画策定委員会

委員選出区分表

選出区分	委員数
コミュニティ運営協議会	1名
宗像市民生委員児童委員協議会	1名
宗像市地区福社会連絡協議会	1名
宗像市社会福祉法人連絡会	1名
市民公募による者	1名
識見を有する者	1名
宗像市健康福祉部	1名
宗像市市民協働部	1名
宗像市地域包括支援センター	1名
計	9名

宗像市社会福祉協議会

第5次地域福祉活動計画策定委員会

委員名簿

選出区分	氏 名	所属・役職
宗像市コミュニティ運営協議会 会長	西 山 隆	東郷地区コミュニティ運営 協議会会長
宗像市民生委員児童委員協議 会	副委員長 藤 城 義 博	宗像市民生委員児童委員 協議会会長
宗像市地区福社会連絡協議会	鈴 木 章	宗像市地区福社会連絡協 議会会長
宗像市社会福祉法人連絡会	長谷川 宗典	宗像市社会福祉法人連絡 会会長
市民公募による者	柳 由 子	あじさいの会
識見を有する者	委員長 村 山 浩 一 郎	福岡県立大学教授
宗像市健康福祉部 (R6.9)	吉 田 希	福祉政策課 主幹兼係長
宗像市健康福祉部 (R6.10～)	堤 俊 介	福祉政策課 係長
宗像市市民協働部	濱 本 健	コミュニティ協働推進課 係長
宗像市地域包括支援センター	豊 福 真由美	高齢者支援課 主幹兼係 長

第5次地域福祉活動計画策定委員会 審議日程および協議内容の概略

開催回数	開催日	協議内容概略等
第1回	令和6年9月27日	■委嘱状交付 ■正副委員長互選 ■諮問 【説明・報告】 ■地域福祉活動計画とは ■第4次地域福祉活動計画の分析・評価について ■今後の「計画」策定の進め方（スケジュール）について 【協議事項】 ■第5次地域福祉活動計画序章（原案）について
第2回	令和6年11月1日	【説明・報告】 ■前回会議の協議内容等について（確認） 【協議事項】 ■第5次地域福祉活動計画 基本構想（原案）について
第3回	令和6年12月9日	【協議事項】 ■第1章「基本構想（修正案）」について ■第2章「実施計画（原案）」について
第4回	令和7年1月27日	【協議事項】 ■第2章「実施計画」（修正案・方針1～3）及び（原案・方針4、5）について ■第5次地域福祉活動計画全体の確認・修正について

■第 5 次地域福祉活動計画書用語説明

【あ】

ICF

ICF は、2002（平成 13）年に WHO（世界保健機構）が発表した国際生活機能分類である。ICF は、人間の生活機能と障がいについて「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の三つのレベルで構成される「生活機能」としてとらえる。この三つのレベルは、「生命」「生活」「人生」と言い換えることができる。「生活機能」の三つのレベルが相互に、また「健康状態（疾患等）」や「背景因子（環境因子と個人因子）」との間で、相互作用を行うことを重視するのが ICF の生活機能モデルである。

いきいきふれあいサロン

当初福祉会が行っていた「ふれあい会食会」や「楽しく食べて語ろう会」などの【ふれあい活動】に、介護予防いきいき交流会事業（市委託事業）による在宅虚弱高齢者への介護予防活動や簡単な健康チェック、機能訓練などを行う【いきいき活動】が取り入れられた事業。高齢者のとじこもり防止の要素もある。活動内容は、口腔ケアや栄養指導、運動指導などの介護予防活動と簡単な健康チェック、学習会、機能訓練（レクリエーション）、交流事業などである。また、「いきいきふれあいサロン」に参加できない（参加しない）高齢者への対応として、小地域ネットワーク活動との連携強化をすすめている。

イノベーション（innovation）

イノベーションとは、物事の「新結合」「新機軸」「新しい切り口」「新しい捉え方」「新しい活用法」（を創造する行為）のこと。一般には新しい技術の発明と誤解されているが、それだけでなく新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革を意味する。つまり、それまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすことを指す。

e ラーニング

あらかじめ用意された研修（学習）画像等をインターネットやメディアを介して視聴学習する研修（学習）方法。パソコンやスマートフォン（タブレット）などの端末を活用して映像（画像）教材を視聴する。

インクルージョン（社会的包摂）

インクルージョン（social inclusion）は、「社会的排除」の問題を解決する社会政策の理念として語られる「社会的包摂」と同意語である。「排除と包摂」という概念は、古くから用いられてきたが、これらが社会政策の重要な概念として登場するのは 20 世紀後期のヨーロッパにおいてである。特にフランスでは、1970 年代以降、社会的不適応者（薬物依存者や非行少年など）や若年長期失業者、移民労働者など、既存の福祉国家の枠組みでは対応することが困難な人々の抱える問題が「新たな貧困」や「社会的排除」などの社会問題として認識されるようになり、このような人々を社会復帰させることが、社会政策上重要だと考えられるようになった。

SDGs (Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標)

2015 年 9 月国際連合で採択された「持続可能な開発目標」。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、2030 年を達成期限とする 17 のゴール、169 のターゲット、及びその進展を評価するための指針を持つ包括的な目標。

エンパワーメント (empowerment)

エンパワーメントとは、本来は「力をつける」という意味であるが、介護福祉においては、障がいのある人、あるいはその家族がより内発的な力を持ち、自らの生活を自らコントロールできること、または、自立する力を得ること。個人や集団が、より力を持ち、自分たちに影響を及ぼす事柄を自分自身でコントロールできるようになることも意味する。

オレンジ (認知症) カフェ

認知症の人やその家族、地域住民など誰もが集うことのできる場所。認知症になっても認知症の人や家族が安心して地域で生活できるように、人や地域との繋がりを結ぶことや認知症について正しい知識の普及啓発を目的に、市内各所にて福祉団体等が開催している。

OJT (On the Job Training)

職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて必要な知識・技能・態度などを「意図的・計画的・継続的」に指導し、修得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成する手法。主として実務技術の習得のために行われる。

Off-JT (Off-the-Job Training)

通常の業務を一時的に離れて行う教育訓練をいい、OJT で学んだ内容を整理し、職場内で必要とされる内容を集団で学ぶ手法。実務技術のみでなく、マネジメント知識・技術などの習得のためにも行われる。団体などによる外部研修会は他社職員との交流など、視野拡大の効果もある。

【か】

QR コード (Quick Response)

QR コードは、Quick Response の頭文字からとったもので、素早く読み取る・反応するという意味。1994 年に現在のデンソーウェーブ社が開発した日本発の二次元コード読取技術。

広報公聴活動

「広聴」は「広く一般の意見を聴くこと」、「公聴」は「公に意見を聴くこと」または「公的機関が意見を聴くこと」という意味。情報を発信する「広報」活動に加え、「社会の動向をキャッチする」「発信した情報が社会にどのように受け止められたかを把握する」という、公的機関や企業にとって重要な活動。

高齢者等終身サポート事業

高齢者等終身サポート事業者とは、身元保証、入院や介護施設等への入所の際の手續支援、

日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの死後事務等について、家族・親族に代わって支援する民間サービス事業。少子化や家族の形の多様化などにより、頼れる家族がいないう高齢者が増える中、家族からの支援を受けられず高齢者等終身サポート事業者を利用するケースがあり、利用者の安心等を確保していくことが必要という観点から、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を整理したガイドラインを政府が2024年6月に策定した。

声の広報

視覚に障がいのある人々へ、宗像市の広報紙などをCDに録音して情報を届ける本会の障がい者福祉活動。現在「日の里テープの会」「森林都市うぐいす」「グリーンボイス」のボランティア3団体にこの活動を委託している。

コンプライアンス (compliance)

コンプライアンスは「法令遵守」と訳されることが多い。一般的コンプライアンス違反として「虚偽申請」「脱税」「隠ぺい」などがある。また、従業員のコンプライアンス違反として「ハラスメント」「個人情報漏洩」「虐待」「業務上横領」などがある。しかしコンプライアンスが対象とするのは、法令以外の社会的ルールやモラルまで広く内包することが多い。従業員間の「いじめ」などもコンプライアンス違反として認識される場合もある。

【さ】

災害ボランティアセンター

大規模な自然災害が発生した際に、行政からの依頼を受け社会福祉協議会が設置・運営する。「被災者の要望（ニーズ）」と「ボランティア」をつなぐ役割を果たす。具体的にはボランティアに対する受付・相談窓口、ボランティア活動に関する調整機能、被災者に対する困りごと相談窓口など役割を担う。

児童発達支援ガイドライン

令和6年に改正されたガイドラインには、令和3～5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、また令和5年度のこども家庭庁創設により、こども施策全体の中で障がい児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組み等が示された。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。利用児に対する通所施設は、以前は障がい種別ごとに分けられていたが、複数の障がいに対応できるよう平成24年度に一元化された。なお従前の障がいの特性に応じたサービス提供も認められている。

社会サービス

厚生白書で社会サービスは、所得保障としての年金・公的扶助、保健・医療（歯科医療を

含む）・介護だけの位置づけがあるが、今日的には住宅保障、雇用保障、移動保障、教育保障などを含めて「社会サービス」という概念が定着しており、生活全般を統合的に保障する方向にある。このような考え方とそれに基づく政策・実践は、イギリスやスウェーデンなど福祉先進諸国では、すでに一般的となっている。

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務となったことに伴い、創設された事業。既存の相談支援等の取組を活かしつつ相談支援、参加支援や地域づくりに向けた支援を制度の垣根（高齢、障がい、児童、生活困窮など）を越えて一体的に実施し、本人に寄り添った伴走型の支援を目指すもの。

小地域ネットワーク活動

主に民生委員と福祉会の地域ケア型ボランティア（名称は福祉委員や福祉員など様々）が協力して、単身高齢者・高齢者夫婦のみ世帯などの定期的な見守り・訪問活動、情報提供活動、できる範囲での生活援助活動などを行っている。小地域ネットワーク活動は、昭和63年に民生委員協議会創設記念事業「愛のネットワーク活動」として福岡県では開始されたが、現在では、福祉会などの日常的な「生活支援活動」として取り組まれている。

情報アクセシビリティ

アクセシビリティとは、近づきやすさ、利用しやすさ、便利であることなどと訳される。インターネットやスマートフォンなどデジタル情報通信機器が広く活用される現代において、障がい者や高齢者を含め、すべての人が円滑に機器やサービスを利用できる情報へのアクセシビリティ確保は、情報発信者の社会的責任となっている。

住民参画

住民が行政の政策策定や地域の諸計画の企画や事業運営に主体的にかかわること。

生涯学習

乳幼児から老年にいたるまでの教育のあり方を、家庭教育、学校教育、社会教育という具合に分けてばらばらに考えるのではなく、実社会と遊離しがちな学校教育を社会に結びつけたものにするとともに社会の諸制度を教育的に整理し、両者のもつ教育的機能・作用を、人間の発達・成熟の過程・段階に応じて統合し、教育の組織化を進めるべきであるとする教育観。

SNS（ソーシャルネットワークサービス）

インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。
有名なものには「インスタグラム」や「X（エックス）」「LINE」などがある。

【た】

第1層・第2層

生活支援体制整備事業における、活動領域（範囲）のこと。「第1層」は市内全域、「第2層」は日常生活圏域（宗像市においては中学校区）としている。本会は、「第2層」におけるコーディネート活動等の業務を宗像市から受託している。

地域ケア会議

地域包括ケアシステムを構成する会議の一つ。宗像市においては地域包括支援センターが実施主体となり、専門職等が参加し、自立支援に向けた個別課題の解決、高齢者やその家族に対する支援の充実、新しいサービスや住民による支援の仕組みを効果的に組み合わせることを検討する会議。

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（地域で暮らす人と支援する人をつなぐ役割）を果たす者。2015（H27）年の介護保険法改正により、住民主体の地域づくりを目的とした生活支援体制整備事業において配置された。

地域包括ケアシステム

「地域包括ケアシステム」とは、介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の五つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。

チームオレンジ（コーディネーター）

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み

【な】

ノーマライゼーション

一般的には「共生社会」と訳されることが多い。どのような障がい者や高齢者、児童であっても人格を尊重され、人として同じ権利を享受し、地域社会（在宅）で主体的な生活と社会参加が保障されるのが正常（ノーマル）な社会であるという思想に基づき、地域の人々の正常な生活を実現していく取り組みを意味する。今日的には地域福祉や共生の基本的思想である。

認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人やその家族の「尊厳ある暮らし」を守り、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、自分のできる範囲内で支援する応援者。

認知症地域支援推進員

認知症の人にやさしい地域づくりを推進するため、認知症に関する専門知識を活かした相談対応、地域のネットワークづくりへの関わりなど様々な場面の活躍が期待されている。宗像市においては、本会及び各地域包括支援センター等に推進員が配置されている。

【は】

8050問題

80代の親が、引きこもっている50代の子どもの世話をしなければいけない逆転の構図が生まれている社会問題。引きこもりとなった原因は様々で、家庭内で問題を抱え込んでいるケースも少なくない。

BCP（Business Continuity Plan＝業務継続計画）

自然災害、感染症のまん延など、経営環境に不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。介護保険事業所や障害福祉サービス事業所等においては、計画策定が義務化されている。

避難行動要支援者

高齢者や障がい者、妊婦や日本語が理解できない外国人など、災害発生時に特に配慮を要する住民等のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する住民等。

ファンドレイジング

ファンドレイジング（Fundraising）とは、民間非営利団体（NPO）が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称。主に民間非営利組織の資金集めについて使われる用語。社協では「自主財源の確保」に関連する事業に使われる。

ふくおかライフレスキュー

『地域における公益的取り組み』の一環として始まった事業。県内の社会福祉法人が各地区において社会福祉法人のネットワークを活用し、生計困難等の生活課題や地域の様々な課題に対し「できる時」に「できる所」が「できる範囲」でそれぞれの専門性を活かし連携して支援を行う社会貢献の取り組み。

福祉社会

生活課題、福祉問題を抱える要援護者が生活する小地域を活動範囲とし、要援護者の福祉問題をその人だけの問題とせず、地域住民みんなの問題として捉え、その解決策を考えた予防したりするために、地域住民が組織的に福祉活動を推進する住民の自主的な組織。現在一般には「福祉社会」と呼ばれ、市内のコミュニティ単位で活動をする福祉社会を「地区福祉社会」、行政区を活動範囲とする福祉社会を「小地域福祉社会」という。

【ま】

メディアミックス

広告媒体（新聞や雑誌、ラジオ、テレビ、ダイレクトメール、チラシ広告など）を複数組み合わせること。

宗像市社会福祉法人連絡会

平成30年11月発足。宗像市内の社会福祉法人が集まり設立された。令和7年1月現在、28法人が参加。高齢・障がい・児童の各分野で地域福祉の向上を目指し、社会福祉法人同士がつながりを深め、それぞれの専門性を活かし、様々な地域課題の解決などに連携して取り組みを行っている。

むなかたボランティアシステム（MVS）

令和5年度から運用開始。ボランティアをしてほしい団体と、ボランティアをしたい人がオンラインでつながることができるボランティアマッチングサイト。ボランティアをしたい人は参加したいイベント等が見つかれば、いつでも申し込みができる。

【や】

要約筆記

聴覚に障がいのある人を対象に、講演会や研修会などで、講演者や司会者などが話した内容を要約して会場内に設けられたスクリーンやノートなどに書き表す活動。

【わ】

ワンストップ窓口

様々な相談や手続きを一ヶ所で完結できる（ワンストップ）窓口のこと。行政機関では複数の手続きを各窓口で行う必要があるが、ワンストップ窓口を設置することにより、一ヶ所で複数の手続きを行うことが可能となる。市民サービスの向上を目的に、設置も進んでいる。

社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会

第 5 次地域福祉活動計画書

作 成／社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会

発 行／令和 7 年 3 月

福岡県宗像市久原 180 市民活動交流館メイトム宗像内

Tel:0940-37-1300 Fax:0940-37-1393

E-mail : info@syakyo.munakata.com